令和4年11月11日 障害福祉部 障害者地域生活課

世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者の指定

1 主旨

世田谷区立障害者福祉施設条例(以下「施設条例」という。)に基づき、区立烏山福祉作業 所の指定管理者候補者の適格性審査を実施し、令和5年4月からの指定管理者の候補者を選 定した。

当該指定管理者候補者を指定管理者として指定するための議案を令和4年第4回区議会定 例会に提出する。

2 指定管理者制度を適用する施設

施設名	所 在 地	実施事業 令和5年度~
世田谷区立烏山福祉作業所	世田谷区北烏山一丁目	就労継続支援B型(定員60名)
世田台区立局山畑仙仆未別	29 番 15 号	生活介護 (新規、定員6名)

3 指定管理者の候補者名

社会福祉法人武蔵野会

(所在地:八王子市旭町12番4号日本生命八王子ビル2階 201)

4 指定期間

5年間(令和5年4月1日~令和10年3月31日)

5 選定方法等

(1)選定方法

施設条例施行規則第13条に基づく世田谷区立障害者福祉施設指定管理者選定委員会において、公募によらず適格性審査により候補者選定を行うこととした。施設条例第14条第3項の審査基準に基づき、事業者から提出された事業計画書等の書類審査、財務審査、及びヒアリング審査を行い、指定管理者候補者を選定した。

施設の事業計画書は別紙1のとおり。

(2)選定委員会の構成

氏名	名	役職・所属等
〇石渡 和	実	東洋英和女学院大学名誉教授
佐藤 繭	i美	法政大学現代福祉学部教授
岩部 啓	子	知的障害者相談員経験者
三井 美	和子	身体障害者相談員経験者
石井 啓	ţ	社会福祉法人嬉泉理事長

須藤 剛志	世田谷区障害福祉部長
阿部 貴之	世田谷区北沢総合支所保健福祉センター保健福祉課長
	令和4年3月31日まで
田嶋 真一	世田谷区烏山総合支所保健福祉センター保健福祉課長
	令和4年4月1日から

「」は委員長

(3)選定委員会開催状況

第1回 令和4年3月28日

・選定方法及び書類審査項目の審議、財務審査について

第2回 令和4年8月19日

・書類審査の結果及びヒアリング審査項目の審議、財務審査結果の報告

第3回 令和4年9月1日

- ・プレゼンテーション及びヒアリング審査
- ・候補者の決定

各回の会議の要旨は「会議録要旨」(別紙2~4)のとおり

6 選定結果

選定委員会において別紙5「選定結果表」のとおり適格であるとの評価を受けた。

7 選定理由

- ・当該法人は、障害者福祉施設等の運営実績が豊富であり、現在25拠点施設を運営している。 世田谷区においても他に区立3施設の指定管理施設を運営し、スケールメリットを活かし た対応が期待できる。
- ・当施設での日々の支援においても、職員と利用者・家族との良好な関係の下で、個々の利用者の障害特性に配慮し、かつ個々の意向を尊重した、きめ細かで安定した支援がなされているほか、積極的に地域住民や関係機関等と連携して地域福祉に取り組んでおり、良好なサービスが期待できる。
- ・当施設で新たに実施する生活介護サービスは、法人としてこれまでにも運営実績のあるサービスであり、安定的な運営が期待できる。
- ・令和4年度の施設改修工事に際し、北烏山地区会館を使用して安全を確保した切れ目のない 運営が継続されているなど、日常とは異なる状況においても安心して運営を任せられる。
- ・財務状況については、おおむね良好な法人と考えられる。

以上のことから、指定管理者としての適格性を有すると判断したため、候補者として選定した。

8 今後のスケジュール(予定)

令和4年11月 第4回区議会定例会(指定管理者の指定の提案)

令和5年4月 次期指定管理者による管理運営開始

事業計画書

1 法人の理念、地域福祉に対する考え方

(1)法人の理念

武蔵野会は、法人理念「自分を愛するようにあなたの隣人を愛せよ」を運営の中心に据え、実践する福祉を目指しています。理念を理解し、共感し、体験し、その体験を言葉で伝え理解しあうという理念サイクルを、職員個人でも施設・法人としても回していくことが、当法人の力になっていると考えています。その力は、支援を必要とする方々へのサポートはもちろん、多くの社会貢献事業推進のエネルギーにつながっています。

具体的には、全職員が支援介護の基本ブック(理念を行動に移す行動規範、その実践例、法人倫理綱領等が記載された小冊子)を持ち、施設、地区、法人単位で、繰り返し研修しています。定期的に開催している世田谷地区の4施設で行う研修会では、職員の理念の語りの機会を設けています。また、利用者支援の実践事例報告会での報告や、支援実践例を文章にして法人の実践事例報告集に向け提出するなど理念を具体的な支援に結びつける努力をしています。また、法人では基本研修(サービスマナー、リスクマネージメント等)、階層別研修、専門研修、虐待防止研修など法人独自の研修教材を使用し研修を実施しています。この研修は法人の主任、係長を中心とした法人の次世代を担う役職を中心とした研修委員会により研修の一層の充実を目指しています。

現在、コロナ禍により集合型の研修会から ZOOM を利用してオンライン化して行っています。今後も職員教育をすすめて理念を実践できる人材育成に力を入れます。

(2)地域福祉に対する考え方

武蔵野会は平成28年の改正社会福祉法で責務化された地域公益活動(社会貢献活動) を既に9年前から中期計画に位置付け継続して実施してきました。法人成年後見の推進 では、武蔵野会が立ち上げた一般社団法人での法人後見をバックアップしています。財 産管理は3人の司法書士が行い、身上監護は3人の社会福祉士が5地区6チーム編成さ れ、現在、36名の法人後見を行っています。HIV長期療養者の福祉施設での受け入れ については社会福祉施設に働く職員に向け、厚生労働科学研究の補助金によりガイドブ ックを作成し、全国の法人や社協に配布し、各地で研修講師を務めています。生きにく さを抱えた障害者(累犯障害者等)支援では、入り口、出口の支援を積極的に行い、アパ ートやグループホーム、入所施設等15人ほど受け入れています。現在は武蔵野会が中 心となり「生きにくさを抱えた障害者等の支援者ネットワーク」を立ち上げ、司法、医 療、矯正、教育、福祉等の団体に加盟してもらい、ネットワークのサポートをしていま す。地域公益活動では東京都社会福祉協議会の地域公益活動推進協議会に、理事長と役 員 2 名が参加し、東京都の地域公益の活性化に協力をしています。法人内の施設でも、 各地域の特長を生かし、子ども食堂、地域食堂の運営、町会、商店会、学校、企業との 連携等、様々な地域での活動を行っています。令和3年度からは法人の委員会に新たに 「地域公益推進委員会」を加え、各地区単位での地域公益活動をすすめています。

令和2年6月の社会福祉法の改正で位置づけられた「重層的支援体制整備事業」については、地域で抱える課題の複雑化は顕著となって来ています。武蔵野会が創設から続けてきた「やむにやまれぬ」思いは今も生きており、福祉人材の枯渇化の中でも、身の丈に合わせて各地域の中の支援機関・地域の関係者とともに、つながり続ける支援を行っていきたいと思っています。そのための人材育成として支援の専門職としてだけでなく、地域のネットワークを進めるソーシャルワーク力を備えた総合的な福祉の専門家を

養成するためつね法人独自の研修制度、日本福祉大学との提携法人等、実践的な研修に力を入れています。今後も武蔵野会は利用者支援の向上、地域福祉の推進のために理念の実践を核に据える理念経営を法人の職員一人ひとりが認識し、法人全体で取り組んでいきたいと考えています。

2 事業運営実績

当法人の事業運営実績は以下の通りです

		はなって はっこう はっこう はっこう はっこう はっこう はっこう はっこう はっこう
年 月 日		事業経歴
昭和 23 年	1月	・国立武蔵野学院の外郭団体として発足。児童福祉法の制定に伴
		い、東京都板橋区にある救護施設を養護施設「徳風寮」に転換
37 年	10 月	・板橋区より新天地をもとめて、八王子市に国立武蔵野学院児童
		園舎の寄贈を受け、それを基本財産として、「児童寮」移転新築
38 年	6月	・社会福祉法人武蔵野会の設立認可を受けると同時に、養護施設
		「徳風寮」を、「武蔵野児童学園」(定員 50 人) に名称変更
42 年	10 月	・「武蔵野児童学園」保育寮を増設
43 年	4月	・静岡県御殿場に「富士学園」を新築し、事業開始(定員60人)
45 年	1月	・静岡県御殿場市に「東京苑」(定員 100 人)と職員宿舎を新築
		し事業開始
55 年	4月	・八王子市に「すぎな愛育園」(定員 45 人) 新築し事業開始
		・「八王子市心身障害者福祉センター」を八王子の受託施設とし
		て事業開始
57 年	3月	・武蔵野児童学園児童寮を増築
59 年	, -	・「東京都練馬福祉園」(定員 80 人)を東京都の受託施設として
	. , ,	開業
平成元年	5月	・八王子市に「希望の里」(定員 30 人) 新築、事業開始
1 72.20 1	9月	・東京都大島町に「大島恵の園」(定員82人)新築、事業開始
2 年		・東京都八王子市に知的障害者生活寮「楢原寮」開設
5年		・「富士学園」を廃止し「東京苑」に統合する
3 —	4月	・「東京苑」の施設名を「さくら学園」に変更し、定員 160 人で
	7/3	事業開始
7年	4月	・東京都大島町に「第2大島恵の園」(定員82人)新築、事業開
/ +	4 万	・宋示即八島町に 第2八島忠の園」(足員の2八)別宋、事業用 始
8年	4月	-
0 +	4 月	・ 和的障害有主角象、 質原象」を閉鎖し、 泉泉郁久島町に知的障 害者グループホーム「柘植寮」を開設
10年	4月	・「 葛飾区白鳥福祉館 」を葛飾区の受託施設として、事業開始
-	4月6月	・「葛飾区西馬価値館」を海側区の支託施設として、事業開始・「葛飾区西水元あやめ園」「葛飾区西水元在宅サービスセンター
"#	υH	
40 /	44 🗆	ー」を葛飾区の受託施設として、事業開始 「萬姓区中島海沙館」が社会事業接来施設から知的際実表達氏
12 年	11月	・「葛飾区白鳥福祉館」が社会事業授産施設から知的障害者通所
40 7	40 🗆	授産施設に変更
13 年	10月	・葛飾区から「葛飾区西水元あやめ園」と「葛飾区西水元在宅サー
		ービスセンター」の事業の移管を受け、「西水元あやめ園」「西
		水元在宅サービスセンター」に名称変更をし、10月1日には
		居宅介護支援事業所「あやめ」を併設
14年	4月	・「葛飾区東堀切くすのき園」を葛飾区から受託し開設

		・港区白金に障害者グループホーム「しろがねホーム」開設
_		・武蔵野児童学園にグループホーム「すずらんホーム」開設
15 年		・「世田谷区立駒沢生活実習所」を世田谷区から受託
16 年	4月	・「葛飾区白鳥福祉館」、「葛飾区東堀切くすのき園」が区から事
		業移管され、名称変更「白鳥福祉館」、「東堀切くすのき園」と
		なる。
		・葛飾区から「きね川福祉作業所」を事業移管(元葛飾区福祉作
		業所)
17 年	2月	・八王子市に障害者グループホーム「ふじもりホーム」開設
	4月	・「世田谷区立九品仏生活実習所」を世田谷区から受託
		・「東京都練馬福祉園」が移譲により「練馬福祉園」と名称変更
	12月	・武蔵野児童学園ふたつ目の都型グループホーム「ひまわりホー
	, ,	ム」開設
18 年	4月	・練馬区から「練馬区立北町福祉作業所」を受託
		・西水元在宅サービスセンターが介護予防通所介護事業開始
19 年	4月	・東京都から、「東京都八王子福祉作業所」、「東京都八王子生活
-		実習所」を移譲、「八王子福祉作業所」、「八王子生活実習所」
		として運営開始
		・世田谷区から「世田谷区立世田谷福祉作業所」を受託
	11月	・練馬区から「練馬区立光が丘障害者地域生活支援センターすて
	,,	っぷ」を受託
20 年	4 ⊟	・世田谷区から「世田谷区立烏山福祉作業所」を受託
20 —	7/3	・練馬区から「練馬区立大泉町福祉園」を受託
		・すぎな愛育園が定員を 45 名から 56 名に増員、すぎな愛育園放
		課後等デイサービス「こすもす」事業開始
21 年	4 B	・東京都から知的障害者支援施設「東京都小平福祉園」を民間移し
21 4	4/7	譲し「小平福祉園」として運営開始
		・児童発達支援事業所「えとわる」を練馬福祉園内に開設
	7月	・障害者グループホーム「からすやまホーム」を世田谷区に開設
	' / -	・さくら学園が隣接敷地に第1さくら寮を建設
22 年	1月	・千代田区から「千代田区立障害者福祉センターえみふる」を受し
22 +	' /5	託(グループホーム「ふぁみりあ」を併設)
	4月	・世田谷区立九品仏生活実習所が中町分場を開設
23 年	, -	
23 年	4月	・武蔵野児童学園 3 つ目のグループホーム「なのはなホーム」(都型)を開設
		・練馬区から「練馬区立光が丘福祉園」を受託
04 /-	5月	・練馬区立北町福祉作業所が北町出張所を開設
24 年	6月	・すぎな愛育園放課後デイサービス「あみぃ」開設
o= #	9月	・障害者グループホーム「きたまちホーム」を練馬区に開設
25 年	, -	・さくら学園放課後等デイサービス「さくらんぼ」開設
26 年	4月	・すぎな愛育園児童発達支援事業所「きらきら」開設
		・相談支援事業所「もなか」を八王子市に開設
		・練馬福祉園相談支援事業所「るみえーる」を練馬福祉園内に開
		設

		・東堀切くすのき園相談支援センター、白鳥福祉館相談支援セン ター、きね川福祉作業所相談支援センターを葛飾区の各事業所
		内に開設
		・障害者グループホーム「サライ」を社会福祉法人つるかわ学園
		から移譲、運営開始
27 年	4月	・障害者支援施設「リアン文京」を文京総合福祉センター内に開
		設
		・軽度障害者入浴、子育てひろば江戸川橋、子どもショートステ
		イの文京区委託事業を受託
		・文京総合福祉センター内に文京区から「文京福祉センター江戸
		川橋」を受託
		・共同生活援助事業所「ふじもりホーム」が「hachiwell lab
		house」(ユニット型)を併設
		・障害者支援施設「小平福祉園」を施設整備で建替え完了
28 年	4月	・文京区から「文京福祉センター湯島」を受託
		・小平福祉園が就労継続支援B型事業「サンライズ」、児童発達
		支援事業「すけっち」、放課後等デイサービス「ぱすてる」を
		開設。
		・障害者支援施設「さくら学園」、障害福祉サービス事業所「八
		王子福祉作業所」及び児童養護施設「武蔵野児童学園」を施設
	. =	整備で建替え完了
29 年	4月	・児童発達支援事業所「きらきら」建物を増築し、児童発達支援
		センターを開設
		・千代田区立障害者福祉センターが生活介護を法内サービスと
		して事業開始
31 年	4 ⊟	・障害者グループホーム「おおいずみまちホーム」を建設 ・障害者グループホーム「おおいずみまちホーム」を開設
令和元年	4月	・世田谷区より烏山地域障害者相談支援センター「ぽーとからす
マかル サ	4 /7	・世田台区より帰山地域障害有相談又接 ピンター は一とからす やま」を受託
	7月	・生活介護事業所「リンクス椚田」を建設し、七月に開設
2年		
3年		・児童発達支援センターきらきら放課後等デイサービス「ふらっ
	. , ,	。 「開設
4 年	4月	・千代田より、就労継続支援B型事業「千代田区立ジョブ・サポ
		ート・プラザちよだ」を受託

施設の事業実績及び自己評価

1 指定管理期間の実績(平成30年4月~現在)

(1)支援方針

法人の理念に基づき、利用者一人ひとりの立場に立って人権を尊重擁護する。一人ひとりの強みを発揮しながら日々の働く喜びや、やりがいを見出していく。社会参加を図っていけるよう支援を行った。

(2)個別支援計画

個別支援計画については、計画相談におけるサービス等利用計画を基礎とし、利用者本人と面談を行い、本人の希望や課題を確認し目標を設定した。毎年、中間点検を行い、目標を整理し年間を通して目標に対する支援内容が的確であるかを検証しながら行った。計画の作成にあたっては、サービス等利用計画とのつながりや、より利用者の希望やニーズを反映し達成しやすい目標設定やスモールステップでの支援計画を軸とした。記述においては、利用者にとって分かりやすい表現を念頭に置き作成した。また、日々の生活の充実と社会的自立に向けて、利用者が主体的に生活できるよう三者面談に加え必要に応じて関係機関や支援関係者を含めたケア会議を行い、支援に対するモニタリングと支援計画の見直しというPDCAサイクルを確実に行えるよう取り組んできている。

(3)活動プログラム

作業時間とそれ以外の活動時間について、一週間の中でメリハリを感じられるようなプログラムを継続して実施している。日、週の予定は概ね下表の通り。

時間	月	火	水	木	金
9:00 ~ 9:15	朝礼(出欠や連絡事項の確認)・ラジオ体操				本操
1 時間 15 分	(公園	作業 (公園清掃やポスティング等,屋外作業あり)			(CI
10:30 ~ 10:45			休憩		
1 時間 15 分	利用者E 月に			作業	
12:00 ~ 13:00		ļ	昼食・休憩		
1 時間 15 分	(ポスティン	作業 (ポスティング等、屋外作業あり)		クラブ活動 月に2回 り)	
14:15 ~ 14:30			休憩		
1 時間 10 分		作業			ブ活動 2 回
15:40 ~ 15:50	掃除				
15:50 ~ 16:00	降所準備・終礼				

(4)食事(給食)

メニューには旬の食材を使用し季節感や彩り、ボリュームを考え、利用者が楽しみとなるような献立作成を行っている。年に2回、リクエストメニューとして利用者自治会で主菜や副菜、デザートを選択してもらい、希望の多かったものを献立に反映させている。バイキング形式やクッキング(調理活動) 主食を選べる選択食などを取り入れた。

健康面への配慮として、要望に応じて全体量の半量食、7割量食など提供量の調整を行った。咀しゃくや嚥下機能の低下などが見られる利用者に対しては、刻み食や主菜の肉を魚に変更するなど代替での対応をした。さらに、アレルギーや疾病に応じては、除去食などの対応を行った。

(5)利用者の高齢化への対応

高齢の利用者の推移は、平成29年65歳以上が7名、平成30年65歳以上が7名、平成31年65歳以上4名、令和2年度65歳以上が3名、令和3年度65歳以上が1名、今年度は65歳以上が1名となっている。この間に退所となった利用者は、高齢者福祉サービスへの移行が2名、入院1名、生活介護へ2名、死亡2名となっている。いずれも、高年齢化に伴う運動機能の低下から作業所への通所が難しくなりつつある段階で、利用者本人、家族、保健福祉課の担当ワーカー、相談支援事業所、あんしんすこやかセンター、グループホームの支援関係者等、話し合いを重ねる対応をしている。将来のことを利用者本人が考え、提供された選択肢をもとに選んでもらえる支援を、支援者のネットワークの中で行っている。

(6)作業活動

新型コロナウイルス感染症のため発令された緊急事態宣言の期間には受注、自主生産品の販売の機会が著しく少なくなり、新規の作業獲得の営業も行った。コロナ禍ならではと言える感染防止商品の組み作業や、フェイスシールド組み立ての他、ATMの清掃、マンションの清掃など新たな作業を獲得した。

1)受注作業

作業工程や自助具、工具等を使用し、利用者の障害特性を考え、工程を工夫して取り組んだ。効率的で収益性の高い作業の受注を積極的に確保するとともに、不良品を出さないように努め納期を守る。既存の作業に加え、新規作業の開拓についてもスポットで個人や企業から封入・封緘作業など積極的に取り組んだ。

2)官公需

公園清掃は5カ所をローテーションで実施した。自転車リサイクル、雑巾の縫製も継続して行った。いずれも利用者の希望や一人ひとりの特性や強みが発揮できるよう調整を行いながら納期を守り品質保持にも努めた。

3)自主生産

自主生産品では製菓、刺繍、機織りに取り組み、製菓で行っている世田谷産のフルーツジャムは、令和元年度に世田谷みやげの登録の更新の申請を経て、世田谷みやげの登録の継続ができ、さらに、世田谷区のふるさと納税の返礼品として登録の更新を受けるなど、地産地消の商品として地域に密着した商品開発に取り組んだ。

(7)作業以外の活動

1)地域交流活動を通した社会参加のひろがり

コロナ禍により利用者の社会参加の機会も難しい状況が続いているが、公園清掃、 ジャム作りの果物の収穫、地域のマンション清掃など作業を通しての社会参加に取り 組んだ。

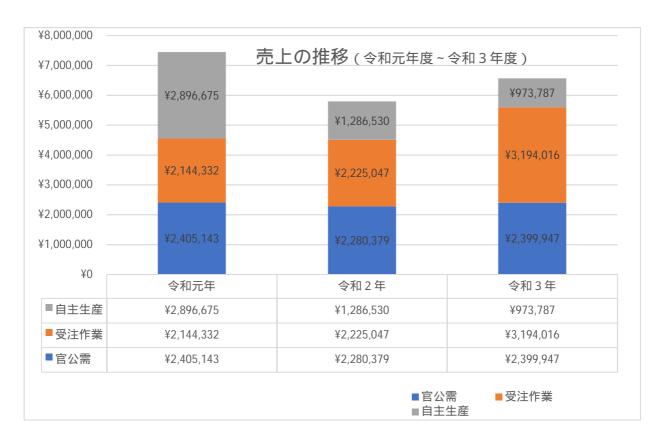
利用者の芸術文化的活動として平成29年に始まった音楽演奏活動は、利用者全員で編成しているバンド「BBB(ブラック・バード・バンド)」の活動も令和2年2月の調布市での演奏以来、同活動や地域交流行事参加も中止や自粛をしてきていたが、令和3年度には近隣の区立武蔵丘小学校との新たな交流の機会をつくることが出来た。

(8)行事(宿泊、地域交流行事)

新型コロナウイルスの影響で、地域住民を招待しての地域交流行事(お祭り)の実施や宿泊を伴う行事等については感染状況に合わせ、実施を見合わせた。行事等については、コロナ禍ならではの企画等を大切にし、オンライン等を活用した行事等の工夫を行った。京王観光と東京都の事業で「東京 VR ツアー」という VR ゴーグルを着用して京王線やサンリオピューロランド、高尾山などのバーチャルツアー体験を行った。ゴーグル着用が難しい方はスクリーンに上映したものを観られるよう配慮した。行先に応じたオプションでバターナイフ作りなども行い、利用者からは好評だった。その他でもオンライン工場見学や NHK スポーツの集いなどもオンラインを活用し、コロナ禍でも開催できる行事等を企画し実施した。

(9)就労支援の取り組み

自主生産については、販売会や地域イベント等の開催がなく当初の予定よりは売上も下回った。令和5年度からの製菓室の移動や喫茶スペースの設置等に向けて、商品の開発等を行った。現在、和の素材、イメージで菓子製造を行う「工房 asi」に加え、米粉のシフォンケーキや菓子、パンに特化した「八十八屋」の商品開発と試行的な販売等を実施した。世田谷みやげに登録している、ジャムについては、リピーターとして前年に続き毎年、果実提供の依頼を受けるケースも増加してきている。また、果実収穫と併せて、電線に架かるような枝木を剪定してほしい等の依頼もあり、年々認知度も高まり利用者が地域の中で働く機会の一つとなっている。受注作業としては、コロナ禍で受注量が減少するものの、新規作業の獲得に向けて営業等に力を注いだ。その結果としてダイレクトメールの作業に加え、アパートやATM の清掃、手袋の指先に金具を入れる作業、虫よけリングの香油つけなどの新規の作業の獲得につながった。



作業収入の合計の推移としては、令和元年が7,446,150円、令和2年度が5,791,956円、令和3年度が6,567,750円と新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度については、収入が著しく減少しているが、令和3年度には徐々にではあるが、回復傾向となっている。



(10)家族との連携

家族会とは利用者のために相互的な協力を図り連携に努めてきた。家族連絡会は年4回開催してきたが令和2年からは連絡会では、法人・地域・作業所の近況の報告・共有と家族からの要望等について意見聴取や交換の機会とした。その他、家族会主催で家族懇親会を開催し、家族や職員の交流を図った。また、出店販売や地域交流行事、新成人を祝う会・新年会、災害時訓練などの行事においては、企画段階から運営に携わり協力をいただいた。

コロナ禍においては、法人広報誌の定期的な配布や利用者に向けて毎月、工賃支給日にメッセージの配布を行った。また、家族連絡会は書面での開催とした。 その他、作業所の地域向け広報紙「あしの花」の配布、適時お知らせができるよう書面による「通信」を設け、不定期だが必要に応じ配布をしている。

(11)地域との交流と連携

1)地域の福祉ネットワークづくり

地域の福祉ネットワークづくりへの参画と協力を目指し、平成31年度から法人として烏山地域障害者相談支援センターぽーとからすやまの運営委託を受け共同で運営にあたってきた。また、作業所の利用者はもとより、地域の障害者の地域生活支援のネットワークへの参加を目指し、令和3年6月には法人として相談支援事業所「クロスロード」を作業所内で開設をしてきた。

いずれも、利用者本人を中心にして、家族、保健福祉課の担当ワーカー、相談支援 事業所、あんしんすこやかセンター、グループホーム、移動支援等の支援関係者との 連携をしながら取り組んでいる。

2) 芦花公園商店街振興組合への加入について

地域のお祭りへの出店販売や演奏活動、京王電鉄と商店会のコラボで開催された街バルへの出店などを通して作業所を知ってもらう機会の一つとして積極的に参加した。

3) 音楽演奏活動による地域交流

コロナ禍前の行事は地域交流の一つとして積極的な参加を呼びかけた。作業所の主催する行事に加え、近隣の小中学校や千駄山町会、芦花公園駅前商店会をはじめとするご近所の行事にも参加をした。作業所の利用者のバンド「BBB(ブラック・バード・バンド)」の音楽演奏活動は「とっておきの音楽祭」への参加をはじめ、多いときには年間13箇所での公演を行い活動の理解を通して地域交流の機会になった。

(12)ボランティアと実習生の受け入れ

1) ボランティア受け入れ

コロナ禍により感染拡大防止のため、日常の作業ボランティアの受け入れについては自粛の協力をしていただいた。自主生産の商品開発や出店販売等での製菓ボランティアと施設内行事開催時に感染防止対策をした上で活動ボランティアの受け入れを行った。3月には地域交流行事の一つとして、近隣の小学校4年生とオンラインで交流音楽祭を開催した。その際は利用者の音楽演奏のサポートとして、ボランティア3名の参加があった。事前の練習や当日の演奏にも参加をしていただいた。

2) 実習生の受け入れ

コロナ禍においても年間を通して利用者支援に支障のない範囲で学生の実習生の受け入れを行った。令和3年度では社会福祉士養成実習については、日本福祉大学の通信課程の学生2名の受け入れを実施した。慈恵会医大1年生の受け入れについては実習期間を短くし3名の学生を受け入れた。特別支援学校の生徒等の利用調整に関する実習は区や学校、保護就労先と連携をしながら実施した。

(13)危機管理と災害対策

1)災害対策・防犯対策

利用者が火災や地震等の災害や被害が発生した場合でも被害を最小限に止めるため、法定訓練に加え、さまざまな場面やケースを想定した訓練に取り組んだ。施設としては、事業継続の視点から対策を構築し、BCP計画の策定や見直し、世田谷区の福祉避難所協定施設としての避難所開設準備、運営マニュアルの見直しを行った。

2)火災対策

防火管理者のもと以下の訓練等を行った。

- ・消火・通報・避難誘導訓練
- ・消防用設備の法定点検
- ・職員への防災指導

3)防犯対策

- ・施設内で不審者進入を想定した訓練を行った。
- ・防犯カメラや警備システムの適切な管理、使用、点検を行った。

4)事故対応

事故発生時については、事故対応マニュアルに基づき必要に応じて医療機関等へつなぐとともに家族、区の所管課担当へ速やかに報告等を行った。事故後の対応として事故の分類等の手順書を用いて職員間で事故報告書の作成・SHEL分析を行い再発防止に努めた。

(14)健康・衛生管理

1)新型コロナウイルス感染症の拡大防止策

利用者や家族等が罹患した際は、速やかに区の所轄、関係機関や法人、家族への情報提供や共有を行った。コロナ禍で継続して取り組んでいることは感染防止策として、出勤時の職員の検温と利用者の1日2回の検温を実施した。検温時の接触を控える配慮として非接触型の検温サーモグラフィカメラを玄関前に設置し利用者自身が自分で測れるように支援を継続した。利用者編成の3つのグループに作業や活動の動線を分け感染時の拡大防止策も設けた。その他、来訪者にも入館時には検温を依頼し、来訪者用の記録表への記入を依頼した。その他、作業環境を分け、作業室、事務所などのパーテーションの設置、手洗いやうがい、マスク着用、咳エチケットなどの励行や、換気、アクリル板による仕切り設置、館内の1日2回の消毒など基本的な対応の継続を徹底した。東京都や区の情報なども家族等へ発信し、情報提供を行った。

令和3年度では、新型コロナウイルス感染症の社会的検査として全職員を対象としたスクリーニング検査(PCR 検査)を6月、7月、8月(2回)9月、11月(2回)12月の期間で実施した。その他、施設内の感染動向を踏まえ2月にPCR 検査と抗原定性検査を1回ずつ実施した。抗原定性検査については定期的に実施し早期発見に取り組んだ。

新型コロナワクチン接種については、接種会場等での接種が困難な利用者を対象とした巡回接種を区と確認をしながら作業所で実施した。1回目と2回目のワクチン接種を7月、8月に実施し、3回目のワクチン接種については2月、3月に実施し、

40名ほどが接種を実施した。

2)利用者の健康診断

利用者の健康診断については、烏山総合支所内で健診を受けていたが、支所内での実施が難しいこととコロナ禍のため日本介護福祉施設健診協会による健康診断を作業所内で実施した。検査項目は今まで同様の身体計測、血圧測定、血液検査、胸部レントゲン、尿検査と年齢により心電図の検査を行った。

(15)苦情解決

近隣住民から日中の活動時に発生した物音等について騒音として、同様の方からの苦情が数件あった。相当前から警察や行政への通報ということを繰り返しているケースでもあるが、傾聴しつつも理解を得られるようあいさつや、今後の対応等についての文章を渡した。騒音等に対する苦情は現在のところ落ち着いている。

苦情や連絡が入った事柄について、月に1回行っている苦情解決第三者委員会で報告をしている。

利用者の相談窓口としては、定期的に第三者委員へ相談の機会を設けた。利用者が気軽に話しができる環境を作ることで改善につながるケースもあった。

2 指定管理期間の実績に対する自己評価

(1)支援方針

就労支援の作業においては利用者が自信を持って取り組める内容を探した。刺繍、 封入封緘などの細かな作業に加え、アパート、駐輪場、ATMの清掃など大きな動き のある作業の導入をすすめた。このことにより利用者一人ひとりの強みがより発揮で き働く喜びや、やりがいを見出し社会参加につながる機会の提供となった。

(2)個別支援計画

個別支援計画については、計画相談におけるサービス等利用計画とのつながりを大切にして取り組んだ。コロナ禍により個別支援計画の面談については、ZOOMを活用したオンライン、電話、書面での確認などの選択肢から個別に選んでもらい行った。例年の対面による面談と比較しての不自由さがあったという感想は聞かれたものの、利用者や家族と対話をしながら個別支援計画の確認をすすめることができた。

また、通所途中の支援課題が発生したり、家族状況の変化による地域生活や日常の作業所への通所に影響する課題が生じることへの心配など、個別の対応として三者面談に加え必要に応じて関係機関や支援関係者を含めたケア会議を行い、課題の共有から、新たな支援の提供につながるなど、利用者や家族にとっての安心、安全につながる事例も複数あった。

(3)活動プログラム

作業時間とそれ以外の活動時間について、一週間の中でメリハリを感じられるようなプログラムを、日・週の予定は概ね下表の通り継続して実施できた。

時 間	月	火	水	木	金
9:00 ~ 9:15	朝礼(出欠や連絡事項の確認)・ラジオ体操				 本操
1 時間 15 分	(公園	作業 (公園清掃やポスティング等,屋外作業あり)			り)
10:30 ~ 10:45			休憩		
1 時間 15 分	利用者E 月に			作業	
12:00 ~ 13:00		ļ	昼食・休憩		
1 時間 15 分	 (ポスティン	作業 ′グ等、屋外	作業あり)	クラフ 月に	ブ活動 2回
14:15 ~ 14:30			休憩		
1 時間 10 分		作業		クラ: 月に	ブ活動 2 回
15:40 ~ 15:50	掃除				
15:50 ~ 16:00	降所準備・終礼				

(4)食事(給食)

日常の食事についても季節感や彩りを意識し、バイキング形式やクッキング(調理活動)などの行事を取り入れることで食事も利用者の楽しみにつなげることができた。 健康面への配慮として、食事提供量の調整、刻み食や代替食の提供、アレルギーや疾病に応じた除去食などの対応については本人や家族等と相談しながら、状況に応じて行った。

(5)利用者の高齢化への対応

平成29年から現在における65歳以上の利用者数は減少傾向となり、数年間で利用者の年齢層に変化が見られた。

この間の利用者状況の変化から支援者ネットワークとのつながりや、利用者の運動機能の維持、増進への支援の必要性など学んだことは多く、これからの課題として取り組んでいきたい。

(6)作業活動

新型コロナウイルス感染症の影響で緊急事態宣言の期間には受注、自主生産品の販売の機会が著しく減少した。そのような状況の中で職員が新規作業を開拓するための営業活動を行い、コロナ禍ならではの感染症防止商品の組み作業やATM、アパート清掃など新規作業につなげるなどの成果があった。

1)受注作業

作業工程や自助具、工具等を使用し、利用者の障害の特性を考え、工程を工夫して取り組んだ。効率的で収益性の高い作業の受注を積極的に確保するとともに、不良品を出さないように努め納期を守る。既存の作業に加え、新規作業の開拓につ

いてもスポットで個人や企業から封入・封緘作業など積極的に取り組んだことで、 一定の収入につながった。

2)官公需

公園清掃、自転車リサイクルについては、作業の動作が大きく利用者によっては、 取り組みやすさもあり大切な作業種となっている。一方、雑巾の縫製は技術を要す る作業であり一部の利用者が担っている。いずれも利用者の希望や一人ひとりの特 性や強みが発揮できる機会となっている。

3)自主生産

世田谷産のフルーツジャムは地産地消の商品として、産地だけでなく利用者が地域に出かけて収穫をする作業自体が地域に密着した作業種となっている。地域からのフルーツ提供も多くの方々からいただくようになっていて、世田谷みやげの登録とともに、持続可能な開発をめざす SDGs にもつながる取り組みとして評価をいただいている。

(7)作業以外の活動

1)地域交流活動を通した社会参加のひろがり

利用者の芸術文化的活動として取り組んで来た「BBB」の音楽奏活動は、令和4年2月から3月にかけて近隣の区立武蔵丘小学校の4年生の3クラス90名の児童たちとの交流の機会ができた。コロナ禍での感染防止対策として、インターネット回線を使い作業所と小学校の教室や体育館とつなげ、2月には当所の利用者会代表の3名の利用者が200Mとパワーポイントを使い作業所の話をした。3月には同じ児童たちと音楽の合奏をすることとなり、双方練習をした上で3月4日に演奏会を行った。作業所の施設内でも200Mでつなぎながら4箇所に分かれ感染防止対策を図りながら行った。作業所利用者、小学校4年生、小学校教員、作業所支援員総勢160名での音楽交流会となった。演奏後作業所の利用者や参加児童間で「楽しかった」「またやりたい」というやりとりもあり、利用者にとって、コロナ禍後の活動や地域交流の楽しみや希望につながった。

(8)行事(宿泊、地域交流行事)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地域交流行事や旅行等の行事については、実施を見合わせた。感染の動向に合わせ、感染症対策を講じた上で施設内での行事を行った。VRツアーやオンラインのスポーツ大会や工場見学の実施、施設内行事は外部からの参加者等の受け入れはせず、施設内の部屋を複数使用しZOOMで各会場をつないで実施するなど、コロナ禍ならではの行事で利用者の楽しみの機会を提供できた。

(9)就労支援の取り組み

コロナ禍において、受注作業、自主生産品の販売機会等のいずれもが減少傾向となり、収入についても減少となった。そのため当初、予定していた目標収入を下回った。受注作業では、職員が営業活動を行い、新規作業の開拓につながり利用者の作業種の幅が広がった。自主生産についても商品開発等を行い、令和5年度からの喫茶スペースの設置等に向けて準備をすすめることができた。

(10)家族との連携

作業所では利用者に向けて工賃支給日に毎月、配布しているメッセージに加え、法人 広報誌を定期的に配布しているが、コロナ禍には家族連絡会で行ってきた近況報告や お知らせ等は書面で伝えることで継続している。

また、作業所の地域向け広報紙「あしの花」の配布、家族や支援関係者に対しお知らせができるよう書面による「通信」を新たに設けた。不定期ではあるが必要な情報を必要なタイミングで伝えられるようにすることで情報の共有を図った。

(11)地域との交流と連携

1)地域の福祉ネットワークづくり

烏山地域障害者相談支援センターぽーとからすやま、相談支援クロスロードの開設と運営は、地域の障害者の地域生活支援のネットワークとのつながりと連携をもたらしている。また、自立支援協議会の運営や、8050会議への参加など高齢者福祉の関係機関や事業所と支援事例の共有をすることもある。ここで得られた事業所連携などの事例からの学びや経験は、作業所の利用者や家族への支援や情報提供に活かせている。

2) 芦花公園商店街振興組合への加入について

地域交流は、地域のお祭りへの出店販売や演奏活動、京王電鉄と商店街のコラボで開催された街バルへの出店など、地域のイベントに参加するだけでなく、イベントの準備段階から参加をすることで、同組合をはじめ地域の団体当との相互関係が築けてきている。このことは、利用者が通所の行き帰りに各店舗の方から声をかけられたりあいさつをしたりすることもあり、利用者に対する地域の見守りにもつながっている。

3) 音楽演奏活動による地域交流

近隣の千駄山町会、芦花公園商店街振興組合をはじめとするご近所の行事にも参加をした。作業所の利用者・ボランティア・職員で結成しているバンド「BBB(ブラック・バード・バンド)」の音楽演奏活動は「とっておきの音楽祭」への参加をはじめ、多いときには年間13箇所での公演を行い活動の理解を通して地域交流の機会となった。

(12)ボランティアと実習生の受け入れ

1) ボランティア受け入れ

感染症拡大防止のため日常の作業ボランティアの受け入れは控えさせていただいた。そのような状況の中で製菓や音楽・アートなど幅広い分野でボランティアが得意なことを活かせるような受け入れができた。

今後は感染状況等の動向に合わせて、新規ボランティアの獲得も視野に入れて取り組んでいきたい。施設内でボランティア担当を設置し、広報等に案内を掲載し関係機関に情報提供の依頼をするなど継続して取り組んでいく。

2) 実習生の受け入れ

令和3年度は保育士実習の受け入れはなかったが、社会福祉士や保育士、医学部学生の実習受け入れについては、将来の福祉、医療を担う人材育成という観点から今後 も継続して受け入れを行っていきたい。特別支援学校の生徒等の利用調整に関する実 習は、就労継続支援B型の利用に際しての適性等を判断する実習として、所管課担当と情報を共有しながら今後も実施していく。

(13)危機管理と災害対策

1)災害対策・防犯対策

利用者が火災や地震等の災害や被害が発生した場合でも被害を最小限に止めるため、法定訓練に加え、地震災害を想定した避難訓練や、給食に非常食メニューを取り入れるなど取り組んだ。温めた非常食用の缶詰、レトルト食品の開栓や開封の段階から利用者一人ひとりに合わせて体験する機会を設けた。世田谷区の福祉避難所協定施設としての避難所開設準備をはじめ、法人の安否確認システムを活用した災害時訓練、施設の災害時訓練と合わせて、BCP計画の策定や見直し、運営マニュアルの見直しを行い、災害時に備えた安心安全の確保につながった。

2)火災対策

防火管理者のもと以下の訓練等を行った。

- ・消火・通報・避難誘導訓練は継続による繰り返しを大切に取り組めた。
- ・消防用設備の法定点検は、年間の計画通り実施できた。
- ・職員への防災指導は、世田谷区の福祉避難所協定施設としての避難所開設マニュアルの周知、法人の安否確認システムを活用した災害時訓練への参加、施設の災害時訓練への参加、BCP計画、運営マニュアル周知をした。

3)防犯対策

- ・施設内で不審者進入を想定した訓練を複数回行い、発生時の職員間の連携や通報な ど周知出来た。
- ・防犯カメラや警備システムの適切な管理、使用、点検を行えた。

4)事故対応

事故対応マニュアルに基づいて事故の予防と事故発生時の対応については、事後対応の区分など手順書を使って職員に周知できた。

(14)健康・衛生管理

1)新型コロナウイルス感染症の拡大防止策

作業所内での同感染症の陽性者については、令和4年6月現在までのところ利用者2名、職員1名。濃厚接触者については、利用者1名、職員2名となっている。

利用者編成の3つのグループに作業や活動の動線を分けた感染拡大防止策、利用者 をはじめ家族、来訪者、職員の手洗いやうがい、マスク着用、検温など基本的な対応 の徹底の協力を得て施設内でのクラスターの発生や感染拡大は起きていない。

2)利用者の健康診断

利用者の健康診断については、作業所内での実施に変更したことにより、利用者に とっては慣れた環境である作業所で健診が実施できた。今まで支所に出向いて健診を 受けることが難しい利用者が受診でき、不安感の軽減等につながリスムーズな受診と なった。健康診断の結果表も結果や数値が見やすくなったこともあり、利用者の家族 の安心につながった。今後も継続した利用を予定している。

(15)苦情解決

近隣住民からの苦情や特定の利用者家族、その他利用者の登降所途中でのトラブル等の苦情や連絡が入った場合には、速やかに区の所管課担当、法人本部、状況に応じて関係機関に報告し、状況の共有や対応方法の確認等を行った上で対応することができた。

事業計画書

1 事業運営に関する考え方

(1)事業運営に関する今後の考え方

障害者が地域で自立して生活することを目的とした障害者総合支援法に基づくサービスの提供者として、また世田谷区立の福祉施設としての運営を「自分を愛するようにあなたの隣人を愛せよ」という法人の経営理念に準拠し、常に利用者の立場に立ち、利用者一人ひとりのライフステージと利用者全体としての支援ニーズの変化に即した事業運営と支援をめざしていく。

地域で安心して暮らし続けることのできる体制づくりとして、既存施設を活用した緊急時一時保護(宿泊)事業の継続に加え、令和元年度に当法人が区から委託を受けて運営開始している、烏山地域障害者相談支援センター「ぽーとからすやま」と連携し、つながるプロジェクトを通しての居場所作りや、ピアサポーターの養成と活躍支援世田谷区自立支援協議会、烏山エリア自立支援協議会の運営、グループホームの運営バックアップなどに取り組んでいきたい。また、烏山エリアでは事業所数が足りていないという地域の福祉ニーズに応えるため、令和3年6月より開始した指定特定相談支援事業と指定障害児相談支援事業「相談支援りロスロード」も含め、すでに取り組んでいる事業の拡充と生活介護事業を新規に開設していく。また、区内で当法人が運営する駒沢生活実習所、九品仏生活実習所、世田谷福祉作業所の各施設はもとより、関係する機関との協働体制の構築や就労支援事業所との連携を図りながら利用者の「はたらく」「地域で暮らす」ことの支援ができるように努めていきたい。

烏山福祉作業所では、地域共生社会の実現に向けご近所、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として支え合う地域づくり事業についても、福祉、教育、医療にわたる関係機関や支援団体等と連携しながら取り組んで行きたい。地域に根ざした福祉施設として、地域交流行事、地域の行事等への積極的な参加、公開講座等の開催などを通し制度の枠を超えた包括的な支援の模索もしていく。この目標を支えとなり、運営の要と捉えたい事業所職員が熱意と意欲を持って働くことのできる職場環境づくりや、福祉サービスの質の向上のための人材育成、ボランティアの受け入れ拡大を図っていく。

(2)今後5カ年の重点目標

サービスの質の向上 - 信頼と安心のサービスを提供する

- 1)理念に基づいた支援実践と継承。
 - ・「支援介護基本ブック」の継続的な活用と烏山福祉作業所版の作成
 - ・理念研修の実施と振り返り、意見交換
 - ・倫理要綱の徹底
 - ・支援実践集、実践事例報告会での理念の共有

2)権利擁護

- ・人権研修の継続と実践の確認の徹底
- ・虐待防止に関するセルフチェックの継続、研修の継続
- ・利用者の自治会活動、本人活動の支援
- ・芸術文化活動としての社会参加の取り組み継続

3)新規事業「生活介護事業」について

- ・事前に準備をすすめた活動プログラムから、新規利用となる利用者一人ひとりの障害状況や興味・関心、特性等に合わせた活動プログラムの組み立てを段階的につくり上げていく。
- 4)施設長の組織マネジメント力の強化
 - ・施設版チェックリストの活用
 - ・職員育成計画作成・職場風土の醸成
 - ・PDCA式進捗管理の徹底と強化の継続
- 5)サービスの標準化と業務改善
 - ・マニュアルの形骸化の防止
 - ・東京都福祉サービス第三者評価結果の分析と改善
 - ・適切な職員配置と役割分担
 - ・年間目標と日課、週間、月間目標の連動の確認と見直し
 - ・ICT の活用
- 6)防災・減災意識の向上
 - ・日常の防災訓練の徹底
 - ・防災計画と事業継続計画の連動
 - ・防災チームの組織化
 - ・福祉避難所としての機能強化
- 7)情報提供と開示・保護
 - ・利用者、家族への情報提供(工賃メッセージ、通信の発行と配布)
 - ・個人情報保護の強化継続
- 8)利用者満足とQOLの向上
 - ・利用者の障害特性の理解を深める
 - ・利用者の支援ニーズに合わせた医療的ケアの体制と技術の習得

地域社会への貢献 - 地域福祉の推進

- ・障害者の成年後見制度(法人後見)の推進
- ・HIV長期療養者の福祉施設利用の推進
- ・累犯障害者、生活困窮者等生きにくさを抱えた人への定着支援
- ・被災地支援活動の継続
- ・大学との連携強化、福祉教育
- ・地域福祉の核
- ・包括ケアシステムとの協働
- ・烏山エリア自立支援協議会への参加
- ・地域ニーズに沿った新規事業整備について区との協議検討
- ・地域防災拠点、福祉避難所設営
- ・相談支援の充実

財務基盤の安定化 - 自立健全経営の実現

- ・目標利用率、就労継続支援B型90%の達成
- ・事業コスト削減を目標、無駄の見直し
- ·目標事業活動収支差額率5%
- ・職員の適正配置

人材育成・組織強化 - 学習と成長の組織へ

- 1)人材育成システム再構築と運用
 - ・個別研修計画策定
 - ・理念研修の継続
 - ・施設内研修の継続
 - ・世田谷地区研修の継続
 - ・支援実践集作成の継続
 - ・事例実践報告会の継続
- 2)目標管理制度の定着
 - ·「声かけノート」と「OJT強化」
 - ・「キャリアデザインシート」面談による育成計画の有効活用
- 3)働きやすい職場づくり
 - ・服務規程の理解促進
 - ・職場環境調査、職員ストレスチェックの継続実施
 - ・メンタルヘルス対策の継続
 - ・職員定着率に目標設定と向上策の取り組み
 - ・労災事故の把握と対策
 - ・ハラスメントの把握と対策
 - ・子育て支援制度の検討

世田谷地区 4 施設目標

「法人第4期中期計画」「せたがやノーマライゼーションプラン」と照らし合わせ、 主に以下の4項目の取り組みを継続する。年間3回、地区4施設の職員参加のもと、 計画の進捗報告と共有を図る。

- 1)地域包括ケアサービスとの協働体制の構築
 - ・相談支援事業所の開始と充実
 - ・居宅介護事業所と連携した地域生活サポート
 - ・生活困窮者支援における実態や地域ニーズの発掘
 - ・地域包括支援センター(あんしんすこやかセンター、まちづくりセンター)との 連携強化
- 2) 文化的活動 クローバーアート展の開催継続
 - ・せたがやノーマライゼーションプランの「文化芸術活動の振興」に基づく。
 - ・作品展を「クローバーアート展」を地区4施設合同開催の継続。
- 3)公開講座の開催
- ・せたがやノーマライゼーションプランの「差別解消、権利擁護」の視点から実施。
- 4)災害対策の強化
 - ・世田谷区の福祉避難所施設連絡会との連携

2 事業内容

(1)支援方針

1)基本的な考え方

法人の理念「自分を愛するようにあなたの隣人を愛せよ」に基づき、利用者一人ひとりの立場に立って考え、寄り添う姿勢をもち、一人ひとりの興味、関心、強みや個性、潜在的な能力などの可能性を支えていく。施設での支援日々の活動の楽しみ、喜び、やりがいを見出せる支援を大切にしながら、さらに地域の中での安心した生活につながるよう広く社会参加の機会も大切にしていく。せたがやノーマライゼーションプランにあるように、施設での利用者への支援はもとより、地域でいきいきと安心して暮らせるようご近所や地域社会との連携や協働を目指した関係づくりにも力を入れていく。

2) 具体的な提案

就労継続支援 B 型

・地域に密着した作業活動と社会参加をめざす

ご近所や近隣地域の住宅の庭で収穫されないままとなっているフルーツなどを活用したジャムづくりを継続する。すでに世田谷みやげに登録されている地産地消の商品作りには、地域から広くフルーツの提供をいただくようになっており、さらに、ごあいさつ、収穫、運搬、簡単な庭の手入れ、加工、販売、配達などの一連の作業につなげながら、やりがいや社会参加の機会、農福連携による野菜づくりなど地産地消による SDG s の取り組みとしても取り組んでいく。

すでに商品化をしている「和」をテーマにした製菓として米粉の商品にも力を入れていく。

・自主生産の製造、販売、配達などめざしていく

製菓室の設備を活用した、これからの製菓の製造、販売、配達のコンセプトとして、併設のカフェでの接客による地域交流に加え、北烏山地域の高齢化に伴い買い物が難しくなられた方への配達や、すでに加入をしている芦花公園商店街振興組合とのつながりをさらに深めていく。ご近所、近隣地域への社会参加や作業所にできる貢献的活動も着実にすすめていく。

・文化芸術活動支援の継続

音楽演奏活動は、利用者の社会参加や、利用者への理解をさらに広げる取り組みとして、利用者の全員をメンバーとしているBBB(ブラック・バード・バンド)の活動も継続して取り組んで行く。近隣の小学校との交流や、地域の行事への参加、行事開催など機会を大切にしていく。絵画、造形などのアート活動も同様に大切にしていく。

生活介護

準備をすすめた活動プログラムから、新規利用となる利用者一人ひとりの障害 状況や興味・関心、特性等に合わせた活動プログラムをつくり上げていく。

新しい環境で新たな出会いと活動の始まりとなるので、利用者一人ひとりが安全で安心して過ごせるよう、利用者同士や支援員との対人的な関係づくり、活動内容や時間配分など活動の組み合わせは柔軟に対応しながら取り組む。当初は毎日、週間、月間の活動の振り返りをもとに6名の利用者の活動全体との調整も含め、利用者一人ひとりの様子に合わせて柔軟に活動の組み立てをしていく。

(2)個別支援計画

1)基本的な考え方

就労継続支援 B 型、生活介護の利用者の個別支援計画書については、相談支援事業所の作成するサービス等利用計画とのつながりを念頭に置き、本人がより主体的に関わることができるアセスメント・計画策定・モニタリングを行っていく。一連の流れを効果的・効率的に把握できるよう、施設独自の書式を作成し個別支援計画の策定、進捗管理を進める。

2) 具体的な提案

- ・サービス等利用計画を基に地域生活を想定した視点でのつながりのある計画
- ・利用者の全体像を捉え、本人の強みや希望等に着目した計画
- ・意思決定支援を行い、自己決定の経験を重ねていける計画
- ・利用者本人にわかりやすい伝え方による計画書の作成と活用
- ・ニーズの変化に随時対応できる計画

(3)活動プログラム(週間・月間等)

1)基本的な考え方

就労継続支援 B 型

就労支援施設として、活動のプログラムとして「元気でやりがいのある作業と活動」に重きをおく。封入封緘、刺繍など、より微細で巧緻性が求められる作業から、清掃活動、自転車みがき、収穫、配達など大きな動きを要す作業種の確保を継続し、利用者の希望や作業適性に合わせられるようにしていく。

生活介護

生活のリズムを大切にして利用者の希望や興味や関心、強みなどに着目した活動と休息、適度な緊張とリラックスなど緩急のある活動を提供する。また、運動機能の維持や柔軟性などへのアプローチについては、必要に応じて理学療法士、作業療法士など専門的な視点や支援技術の導入も取り組む。コミュニケーションの支援については、自己決定、自己選択の支援の視点と合わせて取り組む。ICTの活用などの導入も含め取り組む。

絵画造形などの創作、音楽、ダンスなど表現活動については、より主体的な活動として大切にするとともに、文化芸術活動の支援として社会参加の機会へのチャレンジを大切にしていく。

2) 具体的な提案

活動のスケジュールは以下の通り。

就労継続支援 B 型

時間	月	火	水	木	金
9:00 ~ 9:15	朝礼	. (出欠や連絡	事項の確認) ・ラジオ体	操
1 時間 15 分	作業				
	(公園清掃や公	園清掃等屋	外作業あり)	
10:30 ~ 10:45			休憩		

1 時間 15 分	作業		
12:00 ~ 13:00	昼食・休憩		
1 時間 15 分	作業 (公園清掃等屋外作業あり)	月に2回クラブ活動	
14:15 ~ 14:30	休憩		
1 時間 10 分	作業	月に2回クラブ活動	
15:40 ~ 15:50	掃除		
15:50 ~ 16:00	降所準備・終礼		

- ・作業内容は、封入、封緘、DMラベルはり、箱入れ等のパッケージ、シールはり等。自主生産として、フルーツジャム、お菓子、パンつくりなどの製菓製造や喫茶運営と、刺繍製品つくりなど手工芸品製造をし、施設内での販売と、施設外でのイベントなどでの計画的な販売活動。官公需として公園清掃、自転車みがきなどの他、独自に請けているアパート・マンションの通路等の清掃、ATM清掃などを行う。
- ・毎月第一月曜日は利用者の自治会活動とする。利用者会の役員担当を中心に利用者が主体的に作業所生活を送れるよう提案事項や行事の企画等を話し合う時間とする。朝礼時には毎朝、ラジオ体操の時間を行う。リフレッシュをして作業への切り替えることと身体の柔軟性など目的として動かす機会とする。
- ・余暇的な活動として月に2回、金曜日の午後にクラブ活動「カラオケと音楽」「スポーツ」「絵画・造形」「茶道」など、年間の活動希望に合わせて行う。BBBの活動は演奏会等が近づいたらクラブ活動や、朝のラジオ体操前に10分程度で行う。 演奏会の機会ごとに参加希望を募り演奏会ごとの編成を組んで行う。
- ・利用者の作業活動に関わる運動機能、姿勢の課題等必要があれば個別に、理学療 法士や作業療法士による支援等定期的に行っていく。

生活介護

間 間	月	火	水	木	金
8:30 ~ 10:00	送	迎、登所、着替	替え、あいさ	つ、余暇活	動
10:00~	作業、道	動、創作・表現	見活動、リラクセ	ヹ [゚] ーション等のE	中活動
11:00 ~ 11:15		休息	息と水分補給	İ	
11:15 ~	作業、選	動、創作·表現	見活動、リラクセ	ː ーション等のE	中活動
12:00 ~ 13:00		昼食、昼	≧休み(余暇シ	舌動)	
13:00 ~	作業、道	動、創作·表現	見活動、リラクセ	<u>、</u> -ション等のE	中活動
14:00 ~		休息	息と水分補給	Ì	
	作業、道	動、創作・表現	見活動、リラクセ	ヹ゙−ション等のE	中活動
		テ	ィータイム		
15:00 ~		降所準備、着替	替え、送迎ま	で余暇支援	
15:30 ~ 17:00		ß	峰所、送迎		

- ・登所後のあいさつはコミュニケーション基本として、一人ひとりに合わせた内容や 方法で対応する。
- ・運動は身体や運動機能のアセスメントや面談結果に合わせ、運動機能や柔軟性の維持等の活動を組む。理学療法士等専門的な支援が必要なケースについては個別に対応する。運動機能の維持等についても音楽等を取り入れるなど楽しみながらの個別メニューや、毎日の活動自体に必要な運動要素を取り込むなど、生活リハビリテーション的な視点も大切にしていく。
- ・リラクゼーションにおいても音楽等を取り入れるなど楽しみながら活動できるメニューづくりに取り組む。
- ・創作、表現活動については、一人ひとりの希望、興味、関心、参加状況に合わせ教 材の選択の機会を多く提供出来るよう柔軟な対応とする。
- ・屋外活動、外出、行事参加、ドライブなど、季節や地域の行事などに合わせたプログラムも取り入れていく。

(4)食事(給食)

1)基本的な考え方

必要な栄養量を確保するとともに、安全な食材の使用と適切な調理方法をもとに「安心・安全」な給食作りを心がけ、利用者の楽しみや社会性の向上につながるような給食を提供する。

給食業務については、給食業者に委託する。定期的に給食会議等を実施して施設 側と業者間の連携を深める。

2) 具体的な提案

安全な食事の提供

委託業者について適切な業務遂行を監督、指導する。食材の原産地などの報告の必要があれば相談を適宜受ける。

衛生管理

調理員は月2回の細菌検査や衛生講習会への参加等を通して衛生管理に十分注意する。また厨房内の清掃の徹底、害虫駆除の定期的実施等により、伝染病や食中毒の発生を防止する。利用者に対しては食事前の手洗いの徹底と消毒液を噴霧し手指の消毒を行う他、年数回「手洗いチェッカー」で手洗いの状況の確認を行い、適切に手洗い出来るよう働きかける。

特別食の提供

きざみ食、減量食・アレルギー食材除去食、薬との飲み合わせに対する代替品の提供を行う。特別食を行っている利用者以外にも健康状態等、変化があった際は可能な範囲で迅速に対応する。

明るく楽しい食事となるよう、食堂内の環境整備に努める。

選択食やバイキング食など選択できる機会を提供する。また季節感のある行事食や、利用者の希望の多かったものを献立に反映させるリクエストメニューなど食べる楽しみを多く取り入れる。良質な食材、バラエティーの富むメニューから食の広がりへと繋げる。嗜好・残滓調査を実施し献立へ反映する。

災害時の食事を想定した訓練を実施する。炊き出し訓練や期限が短くなった防災 備蓄品を使用した献立を取り入れることで、通常の給食ではない状況に利用者も 慣れる機会と無駄のないローリングストックで備蓄品の管理を行う。

利用者アンケート、家族向けの試食会や施設内給食会議などで給食に対する意見

交換を積極的に行う。

地域の買い物が困難な方への弁当の配食サービスやこども食堂などの食育につながるサポートなど地域社会に向けた「食べる」ことに対する支援を視野に入れ、厨房内の整備をすすめていく。

(5)利用者の高齢化への対応

1)基本的な考え方

利用者の重度化が進むなか、心身の状況や生活の様子などトータル的な情報収集を行い、より年齢の高い利用者には身体機能や精神的な変化に合わせて柔軟な対応と支援を行っていく。また、本人のライフステージを見据えたソーシャルワーク的な視点を大切にしていく。個別支援計画と福祉サービス等の利用計画とつながり大切にしながら、日中支援や暮らしを支える適切な福祉サービス利用に向け、行政、医療や支援関係機関等と、つながりながら対応をしていく。

2) 具体的な提案

全般的な体力低下や歩行困難などの身体機能の低下について、理学療法士や作業療法士への相談を行い、リハビリや運動の機会を設ける。糖尿病、高血圧といった生活習慣病などの罹患に対して定期健康診断や嘱託医による健康指導、また主治医との連携を定期的に行う。家族の認知症の発症や高齢化など、家庭での支援力が低下するケースについては、ぽーとからすやまの他、関係機関と情報を共有した上で、福祉サービス等の利用計画につなぐなど連携した支援を通して利用者の生活が安定するようサポートを行う。

将来的に高齢となっても通所や作業への意欲が持続している場合は、活動の量、時間の減少、種類の工夫等により、その人らしさや、生き甲斐を支える支援を継続していく。併せて生活介護や介護保険事業等のより適した移行先の検討など関係機関と連携して包括的支援をめざしていく。また、安全に活動が行えるようバリアフリーの視点から施設の点検・確認等を積極的に進める。

さらに、利用者が通い慣れた場所で活動ができるよう、日中活動の場を確保するために、障害福祉および介護保険サービスやインフォーマルなサービスも取り入れ、新規に開設する生活介護事業への移行も視野に入れ、多様な働き方・暮らし方を包含していく。

(6)作業活動(創作活動を含む)

1)基本的な考え方

「仕事=働く」という意識を高めながら作業意欲の向上と技術習得に向け、働きかける。難易度や作業環境(屋内・屋外)などを踏まえた上で、利用者個々のニーズや課題に基づき、アセスメントを行い、自主生産、受注作業、官公需などの各作業を提供する。また、作業工程を細分化することや利用者個々の特性に応じた工程を作り出すことで、多くの利用者が多様な作業に携り、やりがいや責任感を感じられる環境を整える。そのためにも自助具の開発や物理的な環境を整える。また、自主生産、受注の二部門については営業活動を強化し、販路や受注先の開拓を積極的に進めていく。こういった動きと併せてコンプライアンスの遵守や一般流通のノウハウ獲得、地域の経済活動への参加などの視点も重視し、工賃アップへと繋げる。

2) 具体的な提案

受託加工

利用者の作業特性などを踏まえた上で、既存の取り組みにとらわれず幅広い作業内容を受託し、利用者の作業として提供することでスキルアップや意欲向上へと繋げる。新たな取引先の獲得やすでに取引のある業者においては新たな作業の受託など営業活動を積極的に行っていく。施設で保有する丁合機を稼働することでダイレクトメール等の封入作業を拡大する。併せて職員間では納期厳守や商品のクオリティに対する意識を保ち続けられるよう日々の支援の中で働きかけを継続する。

- ・封入
- ・封緘
- ・ラベル貼り
- ・折込み、丁合
- ・飴の箱、袋詰め
- ・シール貼り
- ・ポスティング
- ・千歳烏山駅前の駐輪場、アパートの清掃
- ・軍手の袋詰め
- ・虫よけリングの香油付け、パッケージ封入
- ・雑草除去、樹木剪定など環境整備

官公需

官公需は、企業の下請け作業とは異なる作業種目や作業内容等があり様々な作業 を提供する貴重な機会となっている。また、年間通しての安定した作業であるた め、作業技術習得の継続した取組みとスキルアップに適した作業として行う。

- ・公園清掃、除草
- ・雑巾縫製
- ・放置自転車の再生
- ・封入
- ・スケッチブック作成

自主生産

作業所独自の商品開発や、各作業工程や手順について利用者が取り組みやすく工夫するなど、自由な発想のもと作業を行う。商品開発については、引き続き地域の専門家を交えての戦略会議を実施しノウハウの獲得やブランド力の向上に努める。既存の工房 asi のプランドだけでなく、米粉を使用した菓子やパン製造を行う「八十八屋」のブランディングをはじめ顧客への周知等に力を入れていく。その他、地域キャラクター「からぴょん」を起用した商品ラインナップや「和」をコンセプトにしたラインなど販売先や顧客のニーズに合ったラインで販売できるよう整備していく。また、地元産の果実を使ったジャム販売については、世田谷みやげとして安定した製造を保ちつつ、利用者が収穫などを通して地域で活躍できる機会となるだけでなく、地域の方との交流を通じて、買い物サポートや高齢の方の見守りにつながるなど、施設の利用者支援に留まらない地域福祉のニーズに応えていけるように取り組んで行く。

- ・製菓(菓子・ジャム)
- ・縫製製品
- ・スケッチブック

(7)作業活動以外の所内活動

1)基本的な考え方

利用者の社会性の向上を図り、地域の一員として生活し、社会参ができるように支援する。

2) 具体的な提案

ラジオ体操

健康増進活動(生活習慣病予防、肥満対策)のひとつとして行う。健康維持だけでなく、日常生活の習慣化や精神面のリフレッシュを図る。

ラジオ体操は毎朝、利用者の朝礼の時間に、仕事を開始する1日のスタートとして 利用者・職員で実施する。

利用者学習会

社会的ルール、マナーの習得、危険回避、働くための意識の向上などの習得を目的として講師を依頼したり、分かりやすい DVD などを利用する、また利用者自身が発表したり、感想を書いたり、話すなど方法を工夫することで利用者が興味・関心をもてるよう進める。企画や準備等については、利用者自治会とともにすすめていく。

利用者自治会

利用者自治会を設け、利用者が主体的に作業所生活を送れるように支援する。役員選出にあたっては選挙を実施した上で役員を選出する。今までも利用者主体の作業所生活の実現にむけ、様々な提案・意見が表明され、具体的な取り組みとして形作られてきているものもある。これらを継続していけるよう支援を行い、利用者主体の意識が更に浸透することを目指す。特に障害者差別解消における「合理的配慮」、障害者虐待防止法の動きも踏まえ、利用者が主体となり、それらの問題に向き合えるような取り組み(委員会発足など)についても検討していく。利用者自治会については、毎月、第一月曜日(10 時 45 分から 11 時 15 分)に行う。その際は、その月に誕生日を迎える方に対してささやかなお祝いをする時間も設けている。

クラブ活動

利用者の趣味や希望を取り入れ、作業活動だけでなく余暇時間も充実して過ごすことが出来る、きっかけ作りとして行う。毎月2回程度、金曜日の午後に実施する。

創作クラブ(絵画・造形)、茶道利用者に合わせた内容で和の文化を体験する。レクリエーションクラブ(ゲーム的要素を含んだスポーツなど) 音楽クラブ(音楽イベント出演に向けた楽器演奏やカラオケ)など毎年利用者の希望を反映して実施する。

(8)所外活動

1)基本的な考え方

就労に向けた取組みの一環として実習や作業体験等への参加を奨励する。また、共同受注では作業意識の向上を図るとともに、他施設との交流の場を創出していく。

2) 具体的な提案

喫茶実習、農業体験などの作業実習

利用者の希望をもとに状態や家庭状況に応じて、実習期間の調整や実習場所等を調整する。実習前の面接では目標を設定し、その目標を達成することで自信に繋げられるよう支援する。実習先とも密に連携を図り必要時は職員が部分的に付き添ったり、訪問することで様々な問題に対応する体制を整える。

共同受注

障害者支援情報センターのコーディネートによる共同受注に参加する。主な業務内

容は小冊子の梱包、運搬であるが、他施設の利用者や職員とともに働くことで刺激を受ける利用者も多く、作業に対する意識の高まりや作業所以外の場所で作業を行うという経験の体得を期待できる活動となる。その他の関係機関からの共同作業などについても可能な範囲で取り組んでいく。

施設外での販売・製品の納品など

自主生産品の売上げ向上に向けて、世田谷区内のイベントや町会等のまつりなどでの販売や福祉ショップ、二子玉川公園などでの販売をおこなう。販売には利用者も「仕事」として参加し、就労支援の一環として接客のスキル向上につなげていく。

また、利用者への就労支援の一環および社会参加、生活圏の拡大を見据え、自主生産品等の納品や必要物品の購入において利用者が単独でおこなう機会を提供する。徒歩圏内から公共交通機関を利用する場所まで、利用者の能力に着目しながら、個別支援計画に盛り込みつつ、仕事の一部として取り組んでいく。先方と事前に調整を行い、納品先と顔の見える関係を築きながら、道中にトラブルが発生しても職員が至急サポートに向かえる体制で対応する。

(9)行事(宿泊、祭り等)

1)基本的な考え方

年間行事を通して社会性、社会適応能力の向上を図ると共に地域の一員として生活や社会参加出来るように取り組んでいく。また、開かれた施設、地域に根ざした施設を目指し、企画・立案・運営に利用者、家族、地域住民、ボランティア等が対等な関係として積極的に参加できる体制を構築する。地域交流の機会を大切にし、誰でも気軽に立ち寄れる施設の雰囲気作りと魅力ある行事を企画する。

2) 具体的な提案

入所式

- · 日時 4月1日
- ・場所 作業室
- ・参加者 利用者、職員、家族会役員、来賓(世田谷区福祉関係者、第三者委員、 地域住民、特別支援学校教諭)
- ・目的 新入所利用者の歓迎とお祝いを通して社会参加への自覚を促す。
- ・内容 新入所者の歓迎の式典(訓辞・祝辞)

日帰り旅行(「働く」を見に行こう)

- ・日時 コロナ禍の感染動向を踏まえ、年間3回(一人1回参加)
- ·場所 各見学場所
- ・参加者 利用者、職員、ボランティア
- ・目的 工場見学や他の事業所などの見学を通して色々な職種の仕事に触れ、働く意識を高めると共に働くことの楽しさや探求心を深めていく。
- ・内容 工場、特例子会社、就労移行 A 型施設やソーシャルファームなど色々な 会社や事業所などに仕事や活動の見学に行く。状況に応じてはオンラインで参加できるものを選択肢とする。

旅行

- ・日時 コロナ禍の感染動向を踏まえ、年間3回(一人1回参加)
- ・場所 利用者の希望場所
- ・参加者 利用者、職員、ボランティア

- ・目的 グループ旅行を通して宿泊の体験をするとともに、交流を図る。
- 内容 目的地は利用者の希望を最優先してグループ毎に内容を決める。

地域交流行事(お祭り)

- ·日時 10月
- ・場所 施設敷地内
- ・参加者 利用者、家族、ボランティア、地域住民、職員
- ・目的 利用者の主体的に運営を行いながら、地域交流を図るとともに広く地域 に向けて発信することで障害理解の啓発につなげる。
- ・内容 利用者が参加してのバンド活動、バンドライブ、アトラクション、模擬 店、自主生産品販売、施設紹介、喫茶店、ゲームなど

地域交流行事(区立武蔵斤小学校との交流行事)

- · 日時 2月~3月
- ・場所 烏山福祉作業所、武蔵丘小学校
- ・参加者 武蔵丘小学校児童、教員、利用者

成人を祝う会・新年会

- ・日時 1月中旬
- ・場所 作業室
- ・参加者 利用者、家族、ボランティア、世田谷区福祉関係者、第三者委員、 嘱託医、職員など
- ・目的 新成人の方のお祝いと新年を迎え新たなスタートをお祝いする。
- ・内容 新成人を祝う式典(訓辞・祝辞)、新年を祝う来賓からの挨拶、催し物、 成人を迎えられた方のヒストリー動画上映、30歳、40歳…60歳…と節 目を迎えられた方のアニバーサリーのお祝いを行う。

施設公開

- ・日時 随時
- ・場所 施設内
- ・参加者 家族、施設関係者、特別支援学校関係者、ボランティア、地域住民など
- ・目的 通常の活動についての情報公開を行い、施設への理解を深める。

特別支援学校卒後についての参考となる機会とする。

行事的な要素としての施設公開ではなく、日常の作業所の様子を見学してもらう。そのため、事前に連絡をいただき随時、施設を公開する。

アート展

- ・日時 2月~
- ・場所 世田谷区内ギャラリーもしくはオンライン上での展示
- ・参加者 地域住民 施設関係者 利用者など
- ・目的 法人内の世田谷地区4施設の利用者が日頃、取り組んでいる創作活動や 生産活動の発表の機会とする。

災害時防災訓練(避難訓練・炊き出し訓練など)

- ・日時 11月
- ・場所 作業所敷地内(室内・中庭)
- ・参加者 利用者、地域住民、ボランティア、職員
- ・目的 災害時を想定した避難訓練の実施。

避難所を想定した食事提供や食事に慣れるように訓練を積み重ねる。

もちつき会

- ·日時 12月
- ・場所 敷地内
- ・参加者 利用者、家族、近隣住民、ボランティア、職員
- ・目的 1年の振り返りとお世話になった近隣の方などに参加を呼びかけ、交流の機会とする。感染症の感染動向を踏まえ、開催規模は検討する。

(10)介護

1)基本的な考え方

食事、着替え、排泄、移動(移乗、車いすの使用)等、利用者の生活全般にかかる介護については、基本的な介護技術に基づき、ていねいな支援を行う。そのうえで、専門職や家族とも連携してきめ細やかなアセスメントやモニタリングを行い、利用者一人ひとりの身体機能、残存能力、理解力、意思や意欲、年齢等に応じた、より個別的な支援を展開する。

2) 具体的な提案

- ・強度行動障害支援関連研修の受講、法人他施設での実地研修や外部研修を通して、 車いすの操作や移乗、歩行介助等の基本的な介護技術のスキル向上、たん吸引等 医療的ケアの資格取得と計画的な職員配置。
- ・栄養士や言語聴覚士と連携し、利用者一人ひとりの咀嚼・嚥下機能や体質、健康 や栄養状態に基づいた適切な栄養ケアや食事の提供。
- ・着替えや排泄支援におけるプライバシーの保護の徹底と同性介助。
- ・理学療法士や作業療法士と連携し、身体機能や ADL の維持、向上を目的としたリ ハビリや機能訓練の実施。
- ・心理職や精神科と連携し、コミュニケーション支援や環境への適応に向けた支援 の実施。

(11)工賃アップの取組み

1)基本的な考え方

働くことの対価として支払われる工賃が上がることは、やり甲斐のある仕事として作業意欲の向上にもつながる。利用者の障害特性や重度化に対する配慮や支援を必要としつつも工賃を上げることは常に課題としている。また、自立生活を営む上でも収入が大きなウェイトを占めていることから、個々の目標やレベルに合わせた作業提供の中で、潜在能力や可能性を引き出し、やり甲斐のある満足のできる取組みにしていく。

2) 具体的な提案

工賃の支給については、特別な作業や役割等に手当てを付与することで、頑張った分について工賃の上積みが期待できる仕組みとしている。また、遅刻・早退・欠席のなかった利用者には皆勤賞を設け、工賃支給日に表彰することで登所や作業意欲の向上につなげる。作業収入から必要経費を差し引いた収益を利用者工賃として現金支給する。工賃規定に基づき、「月給+時間給+作業手当」の3層構造により支給額を算出する。また、収入に応じて年2回、ボーナスを支給する。工賃規定は、収入状況や利用者の取り組み状況等から、最適な支給方法を検討し、随時見直しや改定をする。受注作業、官公需、自主生産に亘り作業種としての適性、作業量、収入の分析を行

っていく。施設内の会議の場で作業の見直しや商品企画の提案など工賃アップに関する検討を行う。戦略会議は事業所内だけに留まらず、外部からもコンサルタントやデザイナー、地域の関係者にも参加してもらい、商品の開拓やPR方法、販路の拡大などさまざまな視点からアドバイスを受けや意見交換をしていく。

作業や適性、収入等の分析をすすめる中で、作業工程の組み立てやすさや利用者の 適性に合わせた作業の創出の点からも将来的には自分たちの力で稼ぐことができる 「自主生産」に力を入れていく。商品の品質管理や販路、発信力などトータル的な要 素を盛り込み、製品や作業所の付加価値を高めていく。そのためにも、外部の方の関 わりの機会を継続的に設け、芦花公園商店街振興組合、中小企業家同友会など企業と つながりながら一般と同一市場での開拓をめざしていく。さらに、障害者差別解消法 における合理的配慮や利用者の自立につながる支援を行っていく。

(12) 就労支援の取組み

1)基本的な考え方

利用者個々のニーズと本人の働く意志を尊重しながら就労プログラムを進めていく。また、就労前支援が必要な利用者には課題等を利用者と一緒に確認し、個別支援計画に内容を盛り込み、実習計画へ繋げていく。

2)具体的な提案

自立へ向けた利用者個々のニーズと就労に向けた意志を尊重する。就労継続支援B型の利用者に対しても就労の可能性を探り、必要な支援を展開していく。就労前の準備として仕事への取り組み、道徳・マナー習得等の支援を行う。必要に応じて職能評価等も受けながら課題解決に向けたプランを個別支援計画に盛り込んでいく。世田谷区知的障害者就労支援センターすきっぷ、ハローワーク渋谷と連携し、ネットワークを活かした就労先、企業実習・体験先等を確保する。就労に向けた実習に結びつかないまでも見学や体験的な実習を行うなど事業所以外で働くことについてもイメージがしやすいよう支援を行う。また、就労後も必要な定着支援を展開することで継続的に就労できるようサポートする。地元企業や商店街等との関係を深めることで実習や就労の形態を拡げていく。

また、多様化する福祉ニーズを抱えた方の地域生活支援の充実をめざし、就労支援施設として「働く」ことへのサポートを広く行う。「生きにくさを抱えた障害者等の支援者ネットワーク」への参加や「はたらくサポートとうきょう」への支援なども積極的にすすめていく。

3 家族や地域との連携

(1)家族との連携

1)基本的な考え方

家族は利用者にとってかけがえのない大切な存在であると同時に施設にとっても 最大の理解者、協力者であり、相互理解と協力体制を万全のものとしていく。

2)具体的な提案

個別支援計画やモニタリングについての面談、必要に応じてのケースカンファレンスなどにおいて家族の意向や情報共有を確実に行っていく。日常的には連絡帳の活用や電話などで相互に連絡を行う。家族会連絡会を定期的に開催し、日常的な施設運営や行事等の連絡を行う。各家庭の状況により連絡の取りやすい方法で対応していく。また、家族からの意向聴取の場としてだけでなく、法人理念や方針への理

解、協力を依頼する。

緊急時の対応の一つである通信手段の確保を継続し、希望する家庭等については、作業所の LINE 公式アカウントからの連絡や災害発生時の緊急時継走連絡網の見直しと更新、メール(LINE)等を使った通信訓練、171の災害ダイヤルの訓練など通信手段を最大限確保し緊急時の連絡態勢を確保する。また、災害発生を想定したBCP への理解と協力を求めると共に発災時の具体的な行動について家族からの要望を収集し行動計画に繋げていく。

法人及び施設の広報誌等を定期的に配布する。家族会では事業所の状況だけでなく福祉関連の施策や法制度の情報についても、関係機関と協力しタイムリーに分かりやすく正確に伝えていく。

(2)地域との交流・連携

1)基本的な考え方

地域交流を目的とした施設主催の行事については、感染者数の動向等を踏まえ開催を行う。地域で開催される行事への参加・協力、施設資源の提供などにより地域の活性化に寄与するとともに交流を深めていく。そこから障害者への理解を深め、将来にわたって安心して生活できる地域環境の醸成に努める。地域の事業者、学校、団体、個人と協力し地域社会の支え合いの仕組みに参画する。地域公益活動の具現化のための取り組みを検討し実践する。これらの交流や連携については、利用者も一緒に関わることができる取り組みとしていく。

2) 具体的な提案

毎年、地域交流を目的に開催している行事(お祭り)では、企画段階から利用者自 治会、地域住民、地域のボランティア、家族会等が実行委員として参加しており、今 後とも継続していく。地域福祉の拠点として、誰もが気軽に足を運べるような行事の 実施や施設機能を地域に開放できる取り組みを検討していく。「芦花祭」や町会、商 店街が主催する地域の行事へも積極的に参加し、人的交流を積極的に行う。敷地内の 自主生産品の販売コーナーは令和5年度のリニューアルに伴い、取扱製品を増やしカ フェとしての機能も取り入れ地域住民も気軽に立ち寄れるように拡充していく。福祉 系学校の実習生、ボランティア、見学者等を積極的に受け入れ、人材の育成や施設へ の理解を図る。特別支援学校実習生については、関係機関と打合せの上、アセスメン ト実習も含め可能な範囲で受け入れを実施していく。福祉避難所としての準備、災害 発生を想定した訓練を通して、地域自治体や関係機関・関係者・ボランティア・芦花 公園商店街振興組合との協働活動に取り組んでいく。本体事業の範囲以外にも多様化 する福祉ニーズが多く求められていることを踏まえ、「地域生活支援」や「余暇・移 動支援」など地域の中で連携しながら広くサポートが行えるよう関係作りをしていく。 法人内のぽーとからすやまとの連携で情報収集を行い、地域公益活動として法人の事 業目標でもある生きづらさを抱えた人への積極的な関与を行っていく。

(3)ボランティア活用

1)基本的な考え方

コロナ禍ではあるが、施設内外での作業支援、販売会、環境整備、商品開発、クラブ活動、運動、利用者外出、研修会、利用者通所時見守り、行事など受け入れ枠を拡大してボランティアを募集していく。各学校によるボランティア体験等も積極的に受け入れ、地域に開かれた施設を目指す。現在は感染者数の動向により書面での

お知らせではあるが、ボランティア連絡会を開催し良好な関係を維持することでより継続した協力を求めていく。ボランティアに対しては個々の専門性を活かした活動や趣味や特技、やりたいことなどを伺いながらいきいきと活動できることを大切にし、関係性としては利用者・職員と対等な関係でより主体的に関わる機会を増やし、やり甲斐のあるボランティア活動にしていく。

2) 具体的な提案

ボランティア担当を置くことで受け入れや日々の活動のスムーズな実施へと繋げる。またボランティアの自己実現につながるよう活動内容とのマッチングをするとともに、施設からボランティアへ利用者や社会福祉施設に対する理解を深められるような働きかけを行い、ノーマライゼーションの実現に対する役割を果たしていく。新規ボランティアの獲得に関しては、ボランティアセンターをはじめ地域の各関係機関との日頃の関係性を大切にするとともに広報誌やイベント、行事等の開催を通じて、広く呼びかけていく。

地域交流を目的とした施設行事においては企画から準備・当日の運営までを施設と協働で行う組織として活動を展開している。同行事の企画・運営において、ボランティアや地域住民のより主体的な参加に繋げるため、職員やボランティアといった垣根を取り払った組織づくりをめざす。

さらに、販売や演奏活動、新規の事業を展開していくにあたり、ボランティアがボランティアのコーディネートをしていけるような体制をつくる。ボランティアが組織化されることにより、休日販売や演奏活動など活動内容に合わせて得意のジャンルで活躍できるよう特技ボランティアを配置したり、休日の施設利用など本体事業の充実だけでなく、広く地域福祉のニーズに対応できるようなボランティアの組織化を図っていく。

4 危機管理

(1)災害対策・防犯対策

1)基本的な考え方

利用者が火災や地震等の災害が起きた場合、迅速に行動が取れない、適切に判断することが不十分であることを踏まえた災害対策を立てる。被害が発生した場合でも被害を最小限に止めるため、法定訓練に加え、さまざまな場面やケースを想定した訓練の実施など必要な対策を講じる。施設としては、事業継続の視点から対策を構築し、BCP計画の策定や見直し、世田谷区の福祉避難所協定施設としての避難所開設準備、運営マニュアルの見直しや整備を行う。

2) 具体的な提案

災害対策

地震や風水害を想定した発災直後の利用者対応と避難所としての対応を区分し、 以下の項目にして周知する。また、実際の災害時の対応についての情報を収集し、 都度必要なマニュアルの改訂を行っていく。

継続して実施している災害時想定訓練を実施する。利用者家族にも案内を配付し、 広く参加を呼びかけ地域や地域自治会との協力態勢を築いていく。また、発災直後 からの安全確認・確保、事業継続、福祉避難所の開設については、区と調整をしな がらすすめ、法人の安否確認システムとともに災害時態勢を一層整備していく。 ハザードマップ等を参考に、地震や豪雨等の災害発生時の被害状況の想定。 利用者支援中の発動(発災直後) 安全確認、避難誘導のマニュアルの整備、訓練の実施。

夜間や休日の発災を想定した職員参集、安全確認、事業再開に向けたマニュアル整備、訓練の実施。

福祉避難所の開設準備、受け入れ、開設後の運営等の想定訓練の実施。

法人防災委員会主導による総合防災訓練の実施。

安否確認システムや171伝言ダイヤルを使用した訓練の実施。より効果的な 安否確認ツールの検討。

MCA 無線訓練の実施。

火災対策

防火管理者を1人配置した管理の下、消防計画に準拠し以下を定期的に実施する。 消火・通報・避難誘導訓練

火災予防の自主検査、点検(消防用設備、危険物設置、電気ガス設備、火気設備等) 消防用設備の法定点検

火気使用取り扱い指導、監督

利用者数の適性管理

職員への防災指導

火元責任者への指導、監督

防火対策の推進

防犯対策

警察署の指導のもとでの防犯訓練の実施 防犯カメラや警備システムの適切な管理、使用、点検 近隣での犯罪情報が発報された際の安全確保等のマニュアル整備

事故対応

事故対応マニュアルを更新し、事故の予防と事故発生時の対応、事後対応に区分しフローシートと手順書で職員に分かりやすく提示する。法人の基本マニュアルや事故区分をもとに、施設独自に起こりうる事故や苦情等も含めた基準を設け、適切に活用する。

【項目】

リスクマネジメント手順(SHEL 分析等)

アクシデント・ヒヤリハット手順

保険対応手順(保険代理店への事故報告と記入例)

緊急対応(日中編・夜間編)

転倒

誤嚥

異食

投薬ミス

所在不明

忘れ物・連絡ミス

交通事故

(2)健康管理

1)基本的な考え方

利用者の心身の健康状態の把握のため、常に表情・行動を観察し異常が認められる場合には、本人に確認した上で看護師が適切な処置を施設内で行い、必要に応じて静養や通院、帰宅等の措置を行う。健診結果等の健康情報については、随時家族に報告を行う。その他、高齢化、成人病予防、障害の重度化等への対策やてんかん発作の対応について、専門研修の実施等、知識やスキル向上につなげていく。

2) 具体的な提案

日常の健康管理

日々利用者の様子の把握に努め、顔色や全身状態の他、個々に体温、血圧、食事量、排泄、睡眠、発作、服薬状況など必要な情報を収集し、早期に適切な対応を行う。

定期健康診断の実施

健康診断として体重測定・血圧測定・レントゲン・尿・血液などの各種検査、及び歯科検診など年1回実施する。

また、毎月1回嘱託医による健康診断を実施する。健診結果は個別のケースファイルと連絡帳に記入し健康管理に活用する。状況によっては、嘱託医からのアドバイス等を記入してもらい、家族へ対応を依頼する。

健康相談

利用者の高齢化にも配慮し、嘱託医の指導の下に家族と密接な連絡を取りながら、 利用者の健康維持に努める。また、看護師による健康相談も随時実施する。また、 家庭での通院時の結果などについてもお知らせしてもらい、相互に情報を共有し、 利用者の健康管理に努める。

健康増進・維持活動の実施

- ・生活習慣病・肥満等の予防を図るため、就労継続支援B型では朝のラジオ体操を 日課とし、積極的に身体を動かす機会を設ける。一部のクラブ活動においては、レ クリエーションを取り入れ、心身のリラクゼーションとなる活動を月2回実施する。 登所後や公園清掃などの屋外作業前に血圧測定を実施し日常的な体調把握に努め る。
- ・生活介護では、必要に応じて定期的に理学療法士や作業療法士の技術支援を受ける 基本的なバイタルチェックを行いながら、運動機能や柔軟性の維持など、専門的 な支援を取り入れながら活動にあたる。運動量の維持が必要な場合など、日中の活 動自体で運動量を確保するなど、家族との協力体制をつくりながら、毎日の活動を 一体的に捉え支援をしていく。

(3)衛生管理及び感染症対策

1)基本的な考え方

日頃から衛生管理や感染症には充分に注意を払い、マニュアルに添って利用者に働きかけていく。また、手洗い・うがい等の予防対策にも力を入れ、万一感染した場合は、感染経路を調べ感染拡大しないように努めると共に関係機関と連携を取りながら終息に向けて取り組んでいく。職員においてはスタンダードプリコーションを基本とし徹底する。

2) 具体的な提案

感染症マニュアルを更新し、感染症の予防と罹患してからの対応に区分したフロー

シートと手順書で以下の項目について周知する。

感染対策の基礎知識

感染管理体制

健康管理

感染対策(手洗い・嘔吐物処理)

感染対策(おむつ交換)

感染対策(リネン類の処理)

感染症発生時の対応

空気感染の予防策と対応(結核)

飛沫感染の予防策と対応(インフルエンザ・レジオネラ・新型コロナウイルス)

接触感染の予防策と対応(ノロウイルス、腸管出血性大腸菌、MRSA、縁膿菌、

疥癬虫

(4)新型コロナウイルス感染症対策

1)基本的な考え方

厚生労働省や東京都、世田谷区等からの情報通達により対応する。利用者・家族・支援関係者向けの通信や毎月の工賃メッセージを通して、感染につながる生活習慣の見直しなど具体的な感染症予防や注意点などを繰り返し伝える。最新の情報に基づき、内容を改定し配布する。施設内において、陽性者が発生した際の対応や感染拡大防止策、BCP計画についても随時、見直しを行う。新型コロナウイルス感染症の流行によって中止、延期の判断をした行事や活動等については、安全に実施する方法を模索していく。

2) 具体的な提案

感染予防対策

- ・厚生労働省や東京都、世田谷区等からの情報通達等に基づいた感染症予防策の実施 と励行し働きかけを継続し、必要に応じて家庭等へ協力を依頼する。感染症予防策 として、手洗い、うがい、マスクの着用、消毒、密を避ける、館内の消毒、換気等 の基本的な感染症対策を徹底する。
- ・職員の出退勤時、利用者の登降所時、来訪者の入館前の健康チェックや検温、手指 消毒の徹底。
- ・全職員(厨房職員等も含む)を対象としたスクリーニング検査、状況に応じた抗原 定性検査の実施。
- ・世田谷区と調整した上で、接種が難しい方への巡回接種の実施。及びワクチン接種 状況の把握。

感染拡大防止対策

・陽性者が発生した場合の保健所の指示に基づいた対策の周知と、事業所再開に向けた手順の確認や見直し・改訂。

その他

- ・利用者や家族の不安や懸念事項をこまめに把握し、個別の事情を鑑みた上で柔軟な 通所受け入れを模索する。また、通所方法や支援内容については個別支援計画にも 反映させる。
- ・コロナ禍で活動等に制限がある中においても楽しみにつながるプログラムや活動の 計画・実施。
- ・コロナ禍でも実施できる行事やイベント等の開催方法の検討。

5 個人情報保護

1)基本的な考え方

個人の尊厳を最大限尊重し、個人情報の保護に関する法律および関連法令を遵守することを基本とする。

2) 具体的な提案

当法人の個人情報の利用と保護に関する規程及び特定個人情報取扱規程に準拠し、情報利用の目的の特定、目的外の利用の制限、取得に関する規則、個人情報保護管理者、個人データおよび個人情報データベースの適正管理、個人データの第三者提供の制限(同意の徹底)、保有個人データに関する事項の公表、保有個人データの開示、保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止等、保有個人データおよび保有個人データベースの破棄等、苦情対応、苦情及び異議の申出、職員等について周知徹底する。

特に施設内における重要書類及びパソコンの保管については、鍵付きの書棚への保管を徹底し、関係機関との連絡などにおいてはその内容に応じた安全策を講じ、個人データの漏えい、滅失又は棄損を防止する。デジタルデータの保管については、データサーバ内で職員階層別にアクセス権を設定し、職員個人のパスワードの設定などで個人データの安全管理に組織として取り組む。

6 権利擁護

1)基本的な考え方

人権擁護に対する意識の向上、福祉従事者としての倫理観の確立、職務の標準化を進めるための倫理綱領に準拠し、 差別の撤廃、 自己決定と個人の尊重、 平等な立場、 社会参加の支援、 利用者利益の優先、 傾聴と個人の尊厳の尊重、 プライバシーの尊重、 体罰・虐待の禁止等について徹底する。

2) 具体的な提案

行動規範を定め、それらの説明を支援介護の具体的事例をもって作成した「支援介護の基本ブック」を用いて施設内で定期的に研修を行う。支援向上委員会を主体として、福祉従事者としての人権擁護意識の向上につなげていく。

(行動規範例示)

- 1. 私たちは、自分を理解し、啓発することによって、困難に立ち向かい、福祉の仕事に邁進します。
- 2.私たちは、利用者一人ひとりをあるがままに理解し、必要な支援をきめ細かく 実施します。
- 3. 私たちは、利用者のより深い理解のために、目に見える行動だけでなく、人間 の内面に目を向けます。
- 4.私たちは、職員の存在が利用者にとって大きな影響を与える可能性があることを自覚し、安心・安全・満足をもたらすかかわりを実践します。利用者が混乱した言動をとるときに、もっともその実践が必要なことを認識します。
- 5.私たちは、利用者の能力向上のみに意識をとらわれず、利用者と行動を共にすることにより、お互いをわかり合える関係をつくることに主眼をおきます。

法人人権セミナーへの参加を継続し、様々な分野におけるノーマライゼーションの取り組み、実践を学ぶと共に、地域への発信・啓蒙が行えるよう意識を高める。

特に虐待防止については、虐待防止ガイドラインにそって、虐待防止プログラムを活用し徹底して取り組む。全職員を対象とした虐待防止研修の実施に加え、虐待防止委員会を設置し、職員セルフチェックリスト、体制整備チェックリスト、早期発見チェックリストなど、日ごろより潜在化する虐待に繋がる不適切な支援などを明確にし、支援スキルの向上に努める。

7 苦情解決

1)基本的な考え方

苦情については、施設運営や利用者サービスの向上に繋がるものとして捉え、より社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法での話し合いを進めることにより、円滑で円満な解決を促進し、社会的信頼を向上させ福祉サービスの適正化を図っていくことを基本方針とする。

2) 具体的な提案

「福祉サービスに関する苦情解決についての規程」を定め潜在化している問題やニーズの把握、それに基づくサービスの提供、サービス実施の考課検証と見直しという手順を明確にする。また、利用者とその家族から出る苦情に関しての事実の把握、対応の検討と対応方針の説明を十分に実施し、結果の報告書作成によって同意を得られるシステムを構築する。利用者・家族に向け、施設の苦情受け付け窓口の受付担当者や苦情解決第三者委員をポスターなどで明示する。また、施設内処理が不適当な苦情や当事者が外部での処置を希望する場合は、世田谷区や東京都運営適正委員会等を紹介し、公的機関との連携の中で解決を図るとともに、苦情内容や対応について職員間で共有しサービスの向上につなげる。

8 職員

(1)人材育成・職員配置

1)基本的な考え方

安定した運営、質の高い支援の提供が行えるよう、適材、適量の人員配置を基本とする。また、利用者の満足はもとより職員の満足が大切であると考える。法人としても職員の応募、採用者数も減っている状況にあり、人材の確保が課題といえる。法人理念のもと地域福祉やソーシャルワーク、就労支援事業を行うにあたり職員一人ひとりが使命感や夢を描き、仕事に対するやりがいを高めながら業務が行えるよう必要なサポートや人材育成を計画し行う。その中で事業の多機能化や利用者ニーズの多様化に伴い、福祉の担い手として、専門的な支援力の向上とともに、地域のネットワークを推進できる職員の育成を目指していく。

2) 具体的な提案

法人の職員として充実感や満足感を大切にしていきたい。そのために、魅力ある事業を展開していくことが求められる。職員一人ひとりが作成する目標管理シートとキャリアデザインシートによる目標設定や振り返りを行う。さらに、実習や研修なども階層等を考慮し設定していくことで能力の向上やレベルアップにつながるよう支援し、法人職員全体としての資質の向上につなげる。研修システムについては法人の研修委員会を中心に体系化をすすめ、推進していく。コロナ禍ということもあり、研修等のオンライン化についても推進していく。

別紙「職員配置等」参照 別紙「管理者(候補者)の経歴等」参照 別紙「サービス管理責任者(候補者)の経歴等」参照

人材育成

当法人独自の人材育成システムの構築の視点

- ・法人の次世代に向けた理念教育の徹底
- ・福祉現場に特化したマネジメント方法の導入
- ・現場での実践的な判断力の養成
- ・研修の計画・実施・評価の体系的なシステムの構築
- ・次世代リーダー、人材の発掘並びに育成システム
- ・対人援助職としての高度な専門性を育成

トータル人事制度の実施

法人の経営目標、世田谷地区の経営目標、各施設の経営目標、職員個人の目標の順に目標管理制度をシステム化し、各職員の目標達成のためのキャリアデザインシートや声かけノートを活用してのフィードバック面接の定期実施により職員の質の向上を図る。

研修制度の確立

- ・法人内研修スタッフの育成(研修企画だけでなく研修講師としての養成も行う)
- ・教材の開発
- ・キャリアパスの明示(法人職員として職層毎の達成基準を明示する)
- ・福祉系大学との連携
- ・育成を意識した個別研修計画の実行
- ・オンライン化の推進

(2)働きやすい環境づくり

1)基本的な考え方

民主的な管理と効率的運営を確保するため、仕事上の必要な情報を組織の構成員全体に正確に周知できるよう職場のコミュニケーション環境を整備し維持していく。

2) 具体的な提案

やり甲斐のある仕事として実感を得られるよう法人や職場の風土の醸成を行う。 法人の理念の浸透、支援に対する姿勢の統一、施設目標のさらなる明確化と共有 化をめざしたコミュニケーション環境を整備し維持していく。

「リロクラブ」に加入して福利厚生の充実を図る。

安全衛生管理規定に則り衛生推進者を選任し、メンタルヘルス研修やストレスチェックなどにより病気への早期対応を行う。

24 時間電話での相談が可能な健康相談ダイヤルの活用、東社協の運営する「福祉のしごとなんでも相談」なども周知し心身の健康を維持する。

ハラスメントの防止と相談しやすい職場環境を醸成する。

業務の効率化による残業の最小化やワーク・ライフ・バランスの維持を図る。 子育て支援制度委員会において職員の意見をもとに検討し法人内の制度の改 善と子育てを応援する体制を構築する。

9 運営管理の効率化の提案(給食、送迎バス、維持管理等)

1)基本的な考え方

法人全体の定量目標を立て(利用者利用率・事業活動収支差額率・事業コスト削減率) それを各施設に落とし込み進捗を法人として管理していくことで目標達成の精度を高めることを基本方針とする。

2) 具体的な提案

給食

- ・食器洗浄機を新規に導入したことにより調理業務の効率化を図る。
- ・毎月1回定期的に行う給食会議では、適正なメニューと食事提供の確認を行うとともに、食材費の購入価格、購入先などの確認も行う。旬な食材をメニューに取り入れ、季節感のある食事にしていくとともに、その季節ならではのより新鮮で廉価な食材購入を徹底していく。

送迎バス

- ・朝夕の送迎加え、日中の支援プログラムの中にも運行し有効活用をする。
- ・送迎コースの設定については、利用者の待機や待ち時間を最小限にする取り組み に合わせ、効率的な送迎コースによる運行時間の短縮をめざす。 維持管理
- ・再委託業務

事務経費

- ・業務の効率化と経費削減として、ペーパーレス化をさらにすすめていく。 事務手続の効率化
- ・行政関係手続き等内容によっては、法人本部での事務一括処理を一層すすめていくことで効率化を図る。法人26施設のスケールメリットを活かし各契約交渉やOA機器等事務製品の共同購入を効率的に行い経費削減する。

10 障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律施行に向けた取り組み

1)基本的な考え方

平成 23 年の障害者基本法の改正、平成 26 年の障害者権利条約の批准により、障害を理由とする差別等の権利侵害の禁止や社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害防止、障害に基づくあらゆる区別、排除または制限の禁止が明確になり、それを具体的に実践するために、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されたことを受けて、法人においてはその経緯を踏まえ法律の内容を理解するため、啓発研修を計画的に実施するとともに、厚生労働省から発行された、福祉事業者向けガイドラインなどを参考に、武蔵野会の事業所の種別に応じたガイドブックや相談体制の整備をさらにすすめる。また、地方自治体の相談窓口や障害者団体、医療、教育、一般企業等とも連携し、中心となって差別の解消に尽力することを法人の基本方針としておりこの方針に沿って取り組む。

2) 具体的な提案

関係法令の定める虐待防止に関連した事項について積極的に取り組む。

また、当事者が積極的に社会参加する機会を多くし、障害者への理解と差別解消の浸透を目指していく。

虐待防止の根拠となる武蔵野会の基本理念を事業所として共有する取り組みの実践。倫理綱領・行動指針・掲示物等による周知徹底を基本に、理念研修や「支援介護の基本ブック」「権利ノート」による学習を継続する。日頃の支援について理念が十分反映されているか、定期的な虐待防止委員会や事業所内での虐待防止研

修を継続的に実施し共有する。

虐待防止責任者の設置と虐待防止委員会の定期的な開催により、虐待防止のための体制づくりとして虐待防止マニュアルやチェックリストを活用し支援内容の点検を行う。

利用者・家族などが相談しやすい体制を整える。利用者自治会や家族面談、苦情解決第三者委員との相談、区市町村の虐待防止センター等、多様な相談機関の情報提供を行い、相談体制を整備する。

職員の過度のストレスや職場での孤立等から不適切な支援を防止するため、職員のメンタルへルス向上に努める。専門家によるカウンセリング(武蔵野会健康相談ダイヤル)やメンタルヘルス・ストレスマネジメント研修の実施等を通じて、支援員の心身の健康増進に努める。

福祉サービス第三者評価のほか、ボランティア・実習生・見学者等を積極的に受け入れることや組織サーベイの実施による客観的な視点により、事業所を地域社会に開かれたものにしていく。

差別解消の周知の視点として、地域の関係機関と連携し、利用者が社会に出て当事者として音楽活動等に参加することで差別解消への理解を深める。コロナ禍ではあるが、バンド演奏活動を通じて、主体的な表現活動ができるよう支援していく。

地域交流行事の開催や社会参加を通して、利用者の地域交流の機会を大切にする。 近隣の小学校との交流授業などお互いに関わる機会をつくることで障害の理解浸 透をめざしていく。さらに、文化的な活動(クローバーアート展への出展、音楽 祭への出演など)を通して積極的な文化活動にも力を入れていく。

11 その他(独自の提案)

1)基本的な考え方

就労継続支援B型事業所と生活介護施設としての役割と機能に基づいたサービスの充実と、利用者一人ひとりが安心して通所できる地域生活を支える支援を地域のネットワークづくりへの参加と障害者の地域生活を包括的に支える地域づくりに貢献をしていく。

2) 具体的な提案

地域の障害者を含む住民のニーズに着眼した包摂的なサポートを継続し実現化していく。

施設の利用者にとどまらず地域の障害者を含む地域住民のニーズに着眼し、烏山地域の乳幼児から高齢期までのライフステージに応じた垣根を超えたサポートが行えるよう事業の枠を超え、先導的に取り組んでいく。本体事業としての就労支援事業を中心に、生活介護事業や相談支援事業、同法人内のぽーとからすやま、からすやまホーム(グループホーム)などをはじめ、ご近所や地域住民、地域の関係機関と協働しながら、支え合う地域づくりに取り組んでいく。

地産地消としてご近所の庭先で収穫させてもらった果実でジャム作りを行っている。そこから、高齢者の見守りサービスや配食サービスなどにつなげていく。また、就労支援の本体事業とは別にニーズのある高齢利用者や地元の高齢者が一緒に活動が行えるような生活介護やデイサービス機能を取り入れることで、働き慣れた環境で本人の状況に合わせた働き方や日中活動の場に緩やかにシフトできる仕組みをつくる。また、相談支援事業やボランティアなどの協力体制が整備されていく

中で余暇支援や移動支援などの休日の施設利用など、垣根を越えたサービスを実践に基づいて先駆的に試み行政へ提案していきたい。

「地域で働く」作業種の広がりをめざした新しい働き方の創出に貢献する。

本体事業の安定した運営に加え、既存の施設運営に留まらず就労支援施設として新しい働き方の創出に貢献していく。利用者一人ひとりのストレングスに着目し生き甲斐となる仕事の創出を前提とし、積極的に地域社会の中で働けるよう職員がサポートを行う。ジャム作りにおける果実の収穫やご近所の植栽業務、協力的な商店街などで本人の状況に合わせた働き方を取り入れていく。また、「はたらくサポートとうきょう」事業の受け入や職員の業務を効果的に行えるような視点も盛り込み利用者だけでなく職員、地域住民など幅広い視点から「地域で働く」ことを支援していく。さらに、障害者(利用者)の「暮らし・働く」ことを支援することの価値と意義を高めることで、障害者支援を目指す人材確保につなげていきたい。

創作などのアート活動や音楽演奏等の文化芸術活動の機会を大切にする。 表現活動を通しての社会参加や、活動の結果として障害者理解のひろがりを大切にしていく。

地域交流行事の開催や社会参加を通して、利用者の地域交流の機会を大切にする。 近隣の小学校との交流授業などお互いに関わる機会をつくることで障害の理解 浸透をめざしていく。さらに、文化的な活動(クローバーアート展への出展、音楽祭への出演など)を通して積極的な文化活動にも力を入れていく。

会議録要旨

会議名	世田谷区立障害者福祉施設指定管理者選定委員会(第1回)
担当部署	障害福祉部障害者地域生活課
開催日時	令和4年3月28日(月) 13時56分~15時14分
開催場所	世田谷区役所第2庁舎 3階 教育委員会室
出席者	石渡委員、岩部委員、三井委員、石井委員、須藤委員、阿部委員
	1 報告事項
	(1)指定管理者選定委員会について
	(2)選定対象となる施設について
	2 審議事項
┃ ┃会議次第	(1)現指定管理者に対する評価について
女娥 <u>(</u>)	(2)選定方法(適格性審査の可否)について
	(3)指定管理者候補者選定までの流れについて
	(4)書類・ヒアリング審査について
	(5)財務審査について
	(6)審査方法及び合格基準について
	【審議事項】
	(1)現指定管理者に対する評価について
	利用者家族と施設との関係性は確認する必要がある。
	(2)選定方法(適格性審査の可否)について
	委員からの意見集約の結果、適格性審査により実施することを出席委員全員一致
	で承認された。
	 (3)指定管理者候補者選定までの流れについて
	(3) 指定自任有候補有選定よどの流れについて 委員からの意見集約の結果、事務局が提示した流れで選定を進めることで承認さ
	安貞が500息兄朱約の編末、事物向が促かりた加れて選定を進めることで承認された。
主な意見	16/6
	 (4)書類・ヒアリング審査について
	- 本語などのでは、 - 本員からの意見集約の結果、事務局が提示した内容で審査を進めることで承認さ
	れた。
	(5)財務審査について
	事務局が提示した内容で審査を進めることで承認された。
	(6)審査方法及び合格基準について
	事務局が提示した内容で審査を進めることで承認された。
その他	

会議録要旨

会議名	世田谷区立障害者福祉施設指定管理者選定委員会(第2回)
担当部署	障害福祉部障害者地域生活課
開催日時	令和4年8月19日(金) 18時00分~19時52分
開催場所	リモート(区内部委員及び事務局は世田谷区役所第3庁舎 3階 ブライトホール)
出席者	石渡委員、佐藤委員、岩部委員、三井委員、石井委員、須藤委員、田嶋委員
шта	審議事項
	笛磁学場 (1) 事前審査の結果等について
	(2)ヒアリングについて
会議次第	
	【審議事項】
	【田城ず役】 (1) 事前審査の結果等について
	事前の書類審査の点数を確認した。なお、事前審査で評価が分かれた項目につい
	ては、第3回選定委員会で行うヒアリングで法人・施設に確認することとした。
	・高齢化対応
	・家族との連携(コロナ禍における取組)
	・個人情報保護(SNSへの配慮)
	・働きやすい環境づくり
	
主な意見	(2)ヒアリングについて
	書類審査の際に各委員から挙げられた質問やコメントを中心に、法人・施設に質
	問する項目を事務局で整理することとした。
その他	
との地	

会議録要旨

会議名	世田谷区立障害者福祉施設指定管理者選定委員会(第3回)
担当部署	障害福祉部障害者地域生活課
開催日時	令和4年9月1日(金) 10時07分~11時37分
開催場所	世田谷区役所第2庁舎 4階 大会議室
出席者	石渡委員、佐藤委員、岩部委員、三井委員、石井委員、須藤委員、田嶋委員
開催日時 開催場所	 ○和4年9月1日(金) 10時07分~11時37分 世田谷区役所第2庁舎 4階 大会議室 石渡委員、佐藤委員、岩部委員、三井委員、石井委員、須藤委員、田嶋委員審議事項 (1)ヒアリング審査 (2)最終審議及び指定管理者候補者決定について 【審議事項】 (1)ヒアリング審査 【委員からの主な質問と法人・施設からの回答】 ・個人情報とはどのようなもので、どのように管理しているか。幅広くとらえている。管理面では、保管場所を平面図に反映しているほか、クラウド化も進めてところである。 ・重度の方への対応をどのように考えているか。現在就労継続支援B型ではグループの班編成で分化している。令和5年度からは生活介護も加わるため、多機能型である利点を生かせるよう改めて対応を検討する。 ・家族との関係づくりにどのような工夫をしたか。家族会の書面開催、作業所通信(お便り)の発行、個別面談のオンラインまたは来所の選択など、コロナ対策も考慮して対応した。 ・就労継続支援B型と生活介護の多機能型になるときのメリットは何か。教材や備品を生活介護のプログラムでの活用、行事やレク、地域交流などを合同で活動するなどのメリットがあると考える。 ・生活介護の活動メニューはどうなっているか。作業的なものができる方むけのプログラム、重度の方にはプレイセラピー的なプログラムを用意する。事業者のプレゼンテーション・回答に基づき、各委員がヒアリング審査の内容を採点した。 (2)最終審議及び指定管理者候補者決定について
	事前審査、財務審査、ヒアリング審査の結果、合格基準を満たした。
	【委員からの意見・評価】
	・高齢化や重度化についてはこれまでも対応がなされているが、多機能型になることを 生かし、今後も対応を一層充実させてほしい。
	・利用者、利用者家族の思いに近づこうと努力している様子が分かり、今後も丁寧な支援が期待できる。
	後が期待できる。 ・強度行動障害のある方への対応など、施設の経験が少ない部分に取り組んでほしい。 ・コロナ禍と施設改修が重なったが、令和5年度から始まる生活介護に期待したい。 適格性審査について、令和5年4月より5年間の指定管理者候補者として、社会福祉 法人武蔵野会とすることで全委員、異議なしで決定した。
その他	

選定結果表

1.申請団体

団体名・代表者	所在地
社会福祉法人武蔵野会	八王子市旭町12番4号
	日本生命八王子ビル2階 201

指定管理者の候補者名 社会福祉法人武蔵野会

3.指定期間

5年間(令和5年4月1日~令和10年3月31日)

4.評価結果

(1)財務審査

団体名	評価結果
社会福祉法人武蔵野会	評価B(おおむね良好な法人と考えられる)

(2)審査結果

評価項目	配点	社会福祉法人
	HOM	武蔵野会
法人概要	5 6	5 4
施設の事業実績及び自己評価	5 6	4 6
事業運営に関する考え方	8 4	6 6
事業内容(支援方針・個別支援計画等)	3 9 2	3 0 9
家族や地域との連携	8 4	6 9
危機管理	1 9 6	1 5 6
個人情報保護	5 6	4 2
権利擁護	5 6	4 8
苦情解決	5 6	4 2
職員について(人材育成・職員配置など)	8 4	6 8
運営管理の効率化の提案	2 8	2 2
「障害者差別解消法」に対応した取組み	5 6	4 8
その他(独自の提案)	2 8	2 6
書類審査計	1,232	9 9 6
ヒアリング	6 6 5	5 6 5
合計	1,897	1,561
総合評価		適格

合格基準:配点合計の70%(1,328点)

実績評価の反映として、年度評価4年間分(平成30年度~令和3年度)の配点数に対する合計点数の割合が75.6%であったため、「世田谷区指定管理者制度運用に係るガイドライン」に沿って、合計点数への加点・減点は行わない。